

平成30年第1回印西地区消防組合議会定例会

○議事日程（第1号）

平成30年2月14日（水曜日）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 議案第 1号 印西地区消防組合において制定すべき条例のうち印西市条例を準用する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 2号 印西地区消防組合消防職員の地域手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 3号 印西地区消防組合消防関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 4号 平成29年度印西地区消防組合一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第 5号 平成30年度印西地区消防組合一般会計予算
- 日程第10 一般質問

○出席議員（10名）

1番	長谷川	則夫
2番	山崎	幸雄
3番	川上	正紀
4番	酢崎	義行
5番	岩崎	成子
6番	広沢	修司
7番	山田	喜代子
8番	板橋	睦
9番	竹内	陽子
10番	近藤	瑞枝

○説明のため出席した者の職氏名

管理者	伊澤	史夫
副管理者	板倉	正直
会計管理者	伊藤	研一
消防長	須藤	達也
消防本部次長	浅野	富夫
総務課長	豊田	徳之
予防課長	中嶋	稔
警防課長	石井	幸夫
牧の原 消防署長	川上	秀人
印西 消防署長	伊藤	実
白井消防署長	中澤	厚元

○議会事務局出席職員氏名

書記長	山下	浩一
書記	佐藤	秀行
書記	徳島	宏樹

◎開会及び開議の宣告

(午前10時08分)

○議長(近藤瑞枝) 皆様、こんにちは。本日は、公私ともご多忙のところご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから平成30年第1回印西地区消防組合議会定例会を開会いたします。
これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(近藤瑞枝) 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりです。ご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長(近藤瑞枝) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定によって、

5番 岩崎成子 議員

6番 広沢修司 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(近藤瑞枝) 日程第2、会期決定の件を議題にいたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思えます。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

○議長(近藤瑞枝) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長(近藤瑞枝) 日程第3、諸般の報告を行います。

本日管理者から議案の送付があり、これを受理いたしましたので、ご報告いたします。

次に、監査委員より平成29年7月から平成29年10月までの例月出納検査及び定期監査の結果報告がございましたので、その写しをお手元に配付しておきました。ご了承ください。

次に、今期定例会の説明員の出席要求を行いましたところ、出席通知のありました者の職氏名の写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、平成30年1月末の消防活動状況の報告があり、お手元に配付しておきましたので、ご了承いただきたいと思えます。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（近藤瑞枝） 日程第4、行政報告を行います。

管理者。

○管理者（伊澤史夫） 皆さん、おはようございます。本日は、平成30年第1回印西地区消防組合議会定例会に、ご多用の中ご出席をいただき、ありがとうございます。

本定例会の開催に際し、初めに白井消防署大規模耐震改修及び増築工事についてご報告いたします。

本工事は、平成28年度から実施をしておりますが、進捗状況は順調に推移しており、外構部分などの一部を残して工事は完了に近づいております。つきましては、3月22日に議員の皆様及び関係各位をお招きし、完成内覧会を実施する予定でありますので、ご参加くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、平成29年10月の平成29年第2回定例会以降の主な行事等についてご報告いたします。

11月9日から15日まで、秋の全国火災予防運動として、組合管内商業施設などにおいて防火ポスター等標語の展示を、また各消防署において立入検査や火災予防の啓発活動を実施しました。

11月16日に、印西市内手賀川流域六軒橋付近において、印西警察署と合同で印西市観光協会水難救助訓練が開催され、当組合も参加いたしました。

11月21日から22日まで、幕張メッセにおいて第26回全国救急隊員シンポジウムが開催され、当組合職員による救護に関する発表が行われました。

12月1日から22日まで、組合管内商業施設などにおいて冬季年末商戦に伴う特別査察を実施いたしました。

12月12日に、消防本部において例月出納検査を、印西消防署において定期監査を実施しました。この結果につきましては、議長からお手元に配付された内容のとおりでございます。

12月19日に、正副管理者会議を開催し、第3次消防職員定員適正化計画、第6次実施計画及び平成30年度予算などについて協議をしました。

なお、平成29年度中の組合管内における火災発生及び活動状況につきましては、火災発生件数が62件で前年に比べ11件の増加、救急出動件数が6,467件で前年に比べ187件の増加、救助出動件数が86件で前年に比べ7件の減少となっております。

平成30年に入りまして、1月6日に印西市、14日に白井市において消防出初め式が挙行され、当組合職員も参加しました。

1月26日から27日にかけて、千葉県消防学校及び千葉市消防学校において、大規模災害による甚大な被害の軽減を図るため、県内全消防機関で編成される千葉県消防広域応援隊の合同訓練が開催され、当組合職員も参加しました。

1月26日に、ふれあいセンターいんばにおいて予防事務研修会を開催し、一般社団法人リーガルパークの今井秀智弁護士をお招きし、模擬裁判について貴重な教示をしていただきました。

なお、印西消防署大規模改修及び増築工事については、当初の予定どおり工事が進行しており、平成30年1月31日現在で全体の32%の工事が完了し、増築棟の建具取り付けなどの内部工事を中心に実施しております。

以上が主な行事等の報告でございます。

本定例会にご提案いたします案件は、条例3件、本年度補正予算案、来年度予算案の5議案でございます。それぞれご提案申し上げたときに内容の説明をさせていただきますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（近藤瑞枝） これで行政報告が終わりました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（近藤瑞枝） 日程第5、議案第1号 印西地区消防組合において制定すべき条例のうち印西市条例を準用する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（伊澤史夫） 議案第1号についてご説明いたします。

本案は、準用元である印西市の12月議会において、職員の給与条例の一部が改正され、職員の職制の見直しを行い、職務の級に応じた標準的な職務の見直しが図られたことから、組合の級別標準職務表も同様の改正を図るものでございます。

詳細につきましては、消防長より説明いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（近藤瑞枝） 消防長。

○消防長（須藤達也） 議案第1号について補足説明をさせていただきます。

お手元の審議資料、議1-1ページから議1-2ページをごらんください。本案は、12月の印西市議会において、職員の給与に関する条例の一部を改正する議案が可決され、12月26日に公布されたことを受け、その中で職制の見直しを行い、職務の級に応じた標準的な職務の見直しが図られたことから、組合の級別標準職務表も行政職の補職名について同様の改正を図るものでございます。

なお、印西市の改正によれば、現在5級、6級、7級の職員のうち、施行日後に昇格等による影響を受けない職員については、従前の表区分による補職名を存置する経過措置を講じておりますが、組合においては、今年度実施しました昇任試験の結果によって、来年度昇格する者、それ以外の職員においても、それぞれが施行日後に該当する級の補職に転職する扱いをいたします。

次に、附則ですが、本案は平成30年4月1日から施行するものでございます。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（近藤瑞枝） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

7番、山田議員。

○7番（山田喜代子） 説明の中で印西市の職員と同様に5級から7級ですか、影響を受けないとおっしゃいましたけれども、このことについて、この消防職員とどう関係があるか、ちょっとその辺の説明をお願いします。

○議長（近藤瑞枝） 総務課長。

○総務課長（豊田徳之） 5級、6級、7級の職員についての説明なのですが、消防の場合は階級制度というものをとっておりまして、これでその階級に合った職責というところをあわせてやらせていただ

いております。そのために同じ階級の中で、要は今回の改正に伴って違う補職名がついてしまう可能性が出ましたので、消防のほうはその辺は整理させていただいて、印西市のほうは存置するという格好をとられましたけれども、その辺を含めて消防のほうは階級に合わせた職責、職名、補職名をとらせていただく、そういう格好をとらせていただいております。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 7番、山田議員。

○7番（山田喜代子） 市と違って階級制度に合った職責というようにおっしゃいました。同じ仕事なのに名前が違ってしまふということですね。ちょっとその確認したいと思います。

○議長（近藤瑞枝） 総務課長。

○総務課長（豊田徳之） 消防のほうはそういう状況を避けるために、今回昇任、昇格されなかった人間の補職名についても、改正後の補職名に合わせさせていただくという格好をとらせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 3回目です。山田議員。

○7番（山田喜代子） ということは、降格はないということで、結局名前が違って職員間での意識というか、差別されてしまったとか、そういう意識は生じないというように考えていいですか。

○議長（近藤瑞枝） 総務課長。

○総務課長（豊田徳之） そのとおりでございます。補職名は変わりますけれども、立場的に変わるようなものではございません。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（近藤瑞枝） では、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（近藤瑞枝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第1号 印西地区消防組合において制定すべき条例のうち印西市条例を準用する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

議案第1号については、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤瑞枝） 起立全員です。

したがって、議案第1号については原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（近藤瑞枝） 日程第6、議案第2号 印西地区消防組合消防職員の地域手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（伊澤史夫） 議案第2号についてご説明いたします。

本案は、千葉県人事委員会勧告に基づき、職員に対する地域手当の支給割合を引き上げるため改正するものでございます。

詳細につきましては、消防長より説明いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（近藤瑞枝） 消防長。

○消防長（須藤達也） 議案第2号について補足説明をさせていただきます。

お手元の審議資料をごらんください。本案は、千葉県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告を受け、職員に対する地域手当の支給率を「100分の9」から「100分の9.2」に引き上げを行うものでございます。消防組合の職員に対する地域手当の支給につきましては、昨年の議会におきまして、地域手当の性質に鑑みて、支給率を県内全区域で同率に扱っている千葉県の支給率と同様に取り扱うことが妥当である旨、承認いただいたところでございます。

次に、附則ですが、本案は公布の日から施行し、改正後の印西地区消防組合職員の地域手当の特例に関する条例の規定は、平成29年4月1日から適用するものでございます。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（近藤瑞枝） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

4番、酢崎議員。

○4番（酢崎義行） たしか、たしかと申しますか、この条例自体が通常印西市の条例を適用するところ、これについては特別対応しているということなのですが、参考のために印西市と関係しています白井市ではどうなっているかというのをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（近藤瑞枝） 総務課長。

○総務課長（豊田徳之） 構成市の地域手当の比率というところでよろしいでしょうか。

○4番（酢崎義行） はい。

○総務課長（豊田徳之） 白井市が6%、印西市が10%であったと思いますが、12月の議会のほうで10.2%、承認されたかと承知しております。

以上でございます。

○議長（近藤瑞枝） 4番、酢崎議員。

○4番（酢崎義行） そういう中で9から9.2というふうに引き上げたということなのですが、先ほどの説明の中で県の基準でというふうな説明がありましたけれども、その県の基準の内容と申しますか、その辺のことをちょっとお聞きいたします。

○議長（近藤瑞枝） 消防長。

○消防長（須藤達也） 県の状況ということでお答えさせていただきたいと思っております。

これそもそも国の制度でなっておりまして、その地域の給与水準に合わせた、その穴埋めというか、差額を支給するような形で考えられた手当でございます。その中で千葉県県内全域を9%でということと昨年までやっていた。それで県内の給与水準等々見まして、県のほうも9.2%に引き上げを行ったというところがございます。私どもも印西市、それから白井市のほうで、その手当の水準が、水準というか基準が違っているものですから、その勤務地によって手当を支払うということになりますと、やはり職員間に差が出てしまうというところを鑑みまして、昨年も説明をさせていただきましたが、一律に県の基準を採用させていただくということで今回もお願いしたところがございます。よろしくお願いたします。

○議長（近藤瑞枝） ほかに質疑はございませんか。

9番、竹内議員。

○9番（竹内陽子） 今のこの地域手当なのですが、今白井が6というふうに伺いました。予算すり合わせしているときに、今回すごい人件費の高騰が見られるのですけれども、その中でも組合とはかなりいろいろな手当のほうで検討しているということなのですが、ちなみにやはり同じ組合で印西環境整備組合、こちらの地域手当、これとの関係で、そこを研究したことはなかったのですか。ちなみに、印西クリーンセンターのほうは幾つになっていますか。

○議長（近藤瑞枝） 消防長。

○消防長（須藤達也） 印西市環境整備事業組合は印西市を準用しておりますので、10.2であるというふうに認識しております。

○議長（近藤瑞枝） 9番、竹内議員。

○9番（竹内陽子） 10.2ですか。こういうふうにもいろいろ地域手当の中に、この組合、それから印西環境、クリーンセンター、これも組合、ちょっと範囲が広いですが、こういったところのやはり人件費がいろいろ高騰、これは仕方がないにしても、こういう微に入り細に入り研究していくときに、こういった面を管理者はどういうふうに見ていらっしゃいますか。

○議長（近藤瑞枝） 管理者。

○管理者（伊澤史夫） お答えいたします。

この地域手当については、管理者としての立場と構成組合である白井市長としての立場がございまして、管理者としては、ただいまの消防長、私の説明のとおりでございます。ただし、構成市の市長といたしましては、同じ組合の中で地域手当が違うということはいかなるものかと、実は須藤消防長の前任者といろいろと協議をいたしました。例えば本来であれば、地域手当はその勤務地、事務所の所属するところに準拠するのが通常でありまして、白井消防署と印西消防署、それぞれ所属が違うわけですが、消防本部が印西市にあるという、大変この組合の特殊の事情がございます。そこで構成市の市長としては、当初たしか印西市が9%に上がったときだったと思います。3年ぐらい前ですか、のときに白井市が6%でしたから、その辺を少し勘案をしていただきたいということで8%にさせていただいた経緯がございます。しかしながら、先ほど出ました印西地区環境整備事業組合も印西の市内に事務所があるという、そういう事情がございまして、また職員手当、職員給与の規程も印西市条例に準拠すると、印西地区消防組合の場合はそのような例規集になっておりますので、やはり管理者としてはこの条例どおり準拠していくべきだろうと思っております。ただし今回は、先ほど消防長からございましたとおり、この白井市、構成市の

状況を勘案いたしまして、県の全県的な手当の中で準用すると、そのようなところに至ったわけでございます。

管理者としては、以上でございます。

○議長（近藤瑞枝） 9番、竹内議員。

○9番（竹内陽子） 今管理者の説明でよくわかりました。でも、逆に言えばこちらの組合も、それから印西環境のほうも管理者が交代、板倉市長が印クリのほうは管理者であるということで、構成は同じメンバーでやっているわけですから、その中で同じ組合があってそういう差が出るということに、一般市民から見ればどういうふうになっているのかなと。これはやはり疑問に思うところだと思います。今後そういうことも含めて人件費を見ていく中で十分ご検討いただきたいと、意見として申し添えたいと思います。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 答弁を求めますか。

ほかに質疑はございませんか。

7番、山田議員。

○7番（山田喜代子） 私も全く竹内議員と同じ考えなのですが、今管理者の丁寧な説明でいろんな経過はわかりました。県に準用するということなのですが、これ県に、要するに見習わなきゃいけないのか。ここ組合独自で決めることはできないのでしょうか。そのことについて伺いたいと思います。皆さん一生懸命市民の命と財産を守っている仕事をしているわけですから、やはり県に合わせるのではなくて、この構成市の状況に合わせるべきではないかと思っておりますけれども、その点について県に合わせなきゃいけないのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（近藤瑞枝） 次長。

○消防本部次長（浅野富夫） お答えいたします。

県に合わせなければいけないのかというご質問ですが、先ほど来ご説明してありますとおり、消防組合、構成市が2つございます。どちらかに合わせるというよりも、過去にも地域手当上げるに当たって、明確な理由がないというようなところで議会でもご指摘いただいたかと記憶しております。ですので、やはり複数にまたぐ市町村ということで、千葉県を準用するというようなことで以前もご説明させていただいたと記憶しております。ですので、県にあくまでも強制的に合わせているというわけではございません。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 7番、山田議員。

○7番（山田喜代子） つまり3年前にもそういう議論があったということをおっしゃりたいのでしょうか。別に関係なくともいいのであれば、この組合独自で決めるということはできないのですか。

○議長（近藤瑞枝） 次長。

○消防本部次長（浅野富夫） お答えします。

繰り返しになりますけれども、明確なやはり説明ができないということで県を一応準拠しているという考えです。

以上でございます。

○7番（山田喜代子） 最後です。

○議長（近藤瑞枝） 7番、山田議員。

○7番（山田喜代子） 明確な説明ができないとおっしゃいますけれども、今この印西と白井の構成市の状況を見たら、今までずっと条例も印西市に準拠ということでやってきました。それ明確な理由ではないのですか。

○議長（近藤瑞枝） 消防長。

○消防長（須藤達也） この条例、特例条例ということで定めさせていただいております。本来であれば給与条例は印西市を準用しているということで、印西市の地域手当を準用するという形になろうかと思えます。ただ、先ほどから申していますとおり、この地域手当というものが、その勤務地、勤務する所在地ですか、所在地によって、その水準が違うということから考えますと、白井市にある2つの消防署に勤務している職員と印西市内にある消防署に勤務している職員の手当が違うということになると、やはり職員間にどうしても問題が出てくるということからすると、県内を一律に扱っている千葉県を根拠というか、する考え方が一番適正ではないかということで今回もお願いしているところでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（近藤瑞枝） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（近藤瑞枝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

では、まず原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（近藤瑞枝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

4番、酢崎議員。

○4番（酢崎義行） ただいま議題になっております議案第2号について、賛成の立場で討論をいたします。

原則印西市の給与体系を用いるということになっている中で、この地域手当だけはさまざまな理由があって、県の基準である、今回9.2%という結果になっております。先ほど答弁にありましたように、いろんな状況がある中で、ほかの同じメンバーといえますか、環境整備事業組合でも印西市のものを採用しているということもありますし、また消防署はそれぞれにその地域、地域に分布しております。ということもあってなかなか難しいことではあるかとは思いますが、今の基準自体がそういう議論を経て出てきた結果だということを踏まえて、今回は賛成。

ただし、1つ、今後大原則に合わせて印西市の基準を用いるという方向で、1年くらいの期間を置きまして検討していただければということを経済に賛成といたします。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（近藤瑞枝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（近藤瑞枝） ほかに討論はありませんか。
（「なし」と言う人あり）

○議長（近藤瑞枝） では、討論なしと認めます。
これで討論を終了いたします。

議案第2号 印西地区消防組合消防職員の地域手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

議案第2号については、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。
（賛成者起立）

○議長（近藤瑞枝） 起立全員です。
したがって、議案第2号については原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（近藤瑞枝） 日程第7、議案第3号 印西地区消防組合消防関係手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。
管理者。

○管理者（伊澤史夫） 議案第3号についてご説明いたします。

本案は、国が示す地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたため、印西地区消防組合消防関係手数料条例の一部について改正を行うものでございます。

詳細につきましては、消防長より説明いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（近藤瑞枝） 消防長。

○消防長（須藤達也） 議案第3号について補足説明をさせていただきます。

お手元の審議資料議3-1ページから議3-13ページをごらんください。本案は、人件費単価または物価水準の変動及び現行の手数料の標準額との乖離が大きくなっている事務の内容の変化に伴い、現行の手数料の標準額の見直しが必要となる事務に係る手数料の標準額について、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正が行われました。標準事務について手数料を徴収する場合には、地方自治法第228条第1項の規定により、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならないことから、印西地区消防組合消防関係手数料条例の一部及び手数料の種類、区分の文言について、政令に合わせて改正を行うものでございます。

次に、附則ですが、本案は平成30年4月1日から施行するものでございます。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（近藤瑞枝） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。
7番、山田議員。

○7番（山田喜代子） 白井、印西両市に該当する対象物はどれなのか、これ全て対象に当たるのか、伺いたしたいと思います。

それと、この手数料を値上げする、その数字の根拠ですね、どういう算出方法でこの数字をはじき出したのか。この2点伺います。

○議長（近藤瑞枝） 予防課長。

○予防課長（中嶋 稔） 予防課長の中嶋でございます。お答えいたします。

まず、今回の手数料改正に該当する施設ということでございますが、当組合管内には該当する施設はございません。

次に、手数料の金額の改正する根拠ということでございますが、地方公共団体の手数料の標準に関する政令、こちらの政令がありまして、原則として3年ごとに見直しをしているところでございます。こちらの政令に手数料の額が載っておりまして、それに合わせて条例のほうも変えさせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 7番、山田議員。

○7番（山田喜代子） 今のご答弁で、私もそのことを質問した記憶があります。このような該当する対象物は、これからも建設されないということでもいいですか。

○議長（近藤瑞枝） 予防課長。

○予防課長（中嶋 稔） お答えいたします。

特にこれまで今回の改正に係る対象物についての打ち合わせ等は来ておりませんので、建つ予定はないということでございますが、企業につきまして大きなタンク等をつくるときには必要となるものですので、今回の改正とさせていただいたものでございます。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 7番、山田議員、これが最後になります。

○7番（山田喜代子） 予定はないとおっしゃいますけれども、実際に都市計画法上こういう建物が建てられるという地域になっているのでしょうか。

○議長（近藤瑞枝） 予防課長。

○予防課長（中嶋 稔） 今回改正となりました手数料の該当となる貯蔵所等については、とても大きい屋外タンク、特定屋外タンクとか岩盤タンクのものについて改正を行ったものでございまして、特に準特定タンク、50万キロリットルとか、そういうものについて建設する予定はないということになっていますが、特に規制はないので建てることはできるというふうに考えております。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（近藤瑞枝） では、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（近藤瑞枝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第3号 印西地区消防組合消防関係手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

議案第3号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(近藤瑞枝) 起立全員です。

したがいまして、議案第3号については原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(近藤瑞枝) 日程第8、議案第4号 平成29年度印西地区消防組合一般会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者(伊澤史夫) 議案第4号についてご説明いたします。

本案は、事業費等の確定に伴う減額補正及び消防救急無線共同整備事業に係る負担金などの返還を実施するための経費について、追加補正予算をお願いするものでございます。歳入歳出の補正額は、歳入歳出それぞれ1,304万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億5,240万1,000円とするものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長(近藤瑞枝) 総務課長。

○総務課長(豊田徳之) 議案第4号について補足説明させていただきます。

お手元の議案第4号審議資料をごらんください。このたび補正をお願いいたしますのは、この資料の中の2、予算補正の理由に記載のとおり、消防車両4台の更新整備や印西消防署大規模改修及び増築事業など、事業費の確定に伴う精算により2,365万円の減額がございましたが、消防救急無線共同整備事業等に係る構成市などへの負担金等の返還に伴う補助費等の増加により1,304万3,000円を増額となりました。これら歳入歳出の増減に伴いまして分担金を精算させていただきました。これにより1の平成29年度歳入歳出予算補正額(第2号)は、補正前の額33億3,935万8,000円から1,304万3,000円を増額し、補正後の予算額を33億5,240万1,000円とするものです。

それでは、平成29年度印西地区消防組合一般会計補正予算(第2号)の8ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書をお開きください。

歳出についてですが、3款消防費は、補正前の額30億9,792万4,000円から1,760万1,000円を増額となりました。

その主な内訳ですが、10ページをお開きください。2節給料は、給料改定による増加はありましたが、昇任者の数が当初見込みを下回ったこと及び退職者の復職がなかったことなどにより、434万7,000円を減額するものです。

3節職員手当等は、14ページの給与費明細書をごらんください。職員手当につきましては、現在の支給対象者で再算定したところ、職員手当合計で950万2,000円の増額となりました。

10ページに戻りまして、4節共済費は、千葉縣市町村職員共済組合負担金の積算基礎となる負担金率が当初見込みを上回ったことにより、276万8,000円を増額するものです。

8節報償費は、講師謝礼等の執行状況を精査したことにより、6万円を減額するものです。

9節旅費は、平成29年度全国消防救助技術大会及び消防救助技術関東地区指導会に出場しなかったことなどにより、57万円を減額するものです。

11節需用費は、光熱水費が当初の見込みを下回ったことなどにより、343万円の減額となりました。

12節役務費は、電話料金等が当初の見込みを下回ったことなどにより、5万5,000円の減額となりました。

13節委託料は、職員健康診断委託料の人間ドック受診者を除く全職員を対象とする第1回健康診断が終了したことや西白井消防署修繕工事に係る設計委託の契約締結が終了したことに伴い、消防庁舎基本建設等業務委託料の事業費が確定したこと並びに印西消防署大規模改修及び増築工事監理業務委託の契約締結が終了したことなどに伴い、228万3,000円の減額となりました。

14節使用料及び賃借料は、コンピュータシステム使用料が当初の見込みを下回ったことなどにより、30万7,000円を減額するものです。

15節工事請負費は、印西消防署大規模改修及び増築工事などの事業費確定により、813万6,000円の減額となりました。

18節備品購入費は、高規格救急自動車など4台の消防車両や総務関係備品に計上しております事務用パソコン等購入事業、白井消防署大規模耐震改修及び増築事業の終了に伴う全棟運用開始に係る備品購入事業の事業費確定などにより、1,213万8,000円を減額するものです。

19節負担金補助及び交付金は、消防大学校警防科及び救助科の入校枠の割り当てがなかったことなどにより、10万2,000円を減額するものです。

23節償還金利子及び割引料は、印西地区消防組合を含む県内31団体を共同処理する団体として、千葉縣市町村総合事務組合が共同処理を実施し千葉県に事務委託をしている消防救急無線の整備に係る工事の契約において談合が行われました。その結果、当該工事に係る契約に基づき発生した損害賠償金相当額が、千葉縣市町村総合事務組合から共同処理する団体に対して、千葉縣市町村総合事務組合市町村負担金条例に定める負担割合により送金されました。当組合では、平成23年度及び平成24年度に実施された当該工事に関する負担金を構成市からの一般分担金及び一般分担金により償還する地方債並びに市町村振興協会からの助成金により支出しているところから、千葉縣市町村総合事務組合より送金されました損害賠償金相当額を印西市及び白井市並びに千葉縣市町村振興協会に対して返還することとし、本予算にそれぞれ助成金返還金及び負担金返還金として計上させていただいたものでございます。

27節公課費は、印西消防署に配備している非常用水槽付消防ポンプ自動車の廃車を延伸したことなどにより、自動車重量税の6万6,000円を増額するものです。

4款公債費は、平成28年度に借り入れを実施した平成28年度債の借り入れ先及び利子償還額が確定したことにより、23節償還金利子及び割引料を455万8,000円減額するものです。

続きまして、4ページをお開きください。第2表、継続費補正につきましては、先ほど15節工事請負費で説明いたしました印西消防署大規模改修及び増築工事が平成29年度から平成30年度まで、印西消防署大規模改修及び増築工事監理業務委託とともに継続費を設定しておりますので、事業費の確定に伴い継続費を補正するものでございます。

次に、歳入についてですが、7ページをお開きください。1款分担金及び負担金は、事業費の精算に伴う減額と組合債及び繰越金などの増額補正によるもので、補正前の予算額27億11万円から8,654万円を減額し、26億1,357万円とするものです。

構成市別の内訳は9ページの説明欄のとおりですが、詳細につきましては、この補正予算書の最後の22ページ、平成29年度印西地区消防組合一般会計補正予算（第2号）分担金算出表のとおりです。

7ページに戻りまして、2款使用料及び手数料は、飲料自動販売機等の設置に伴う行政財産目的外使用料の確定により、1,000円を増額するものです。

3款国庫支出金は科目存置として計上していましたが、今年度対象事業がなかったため、1,000円を減額するものです。

4款県支出金も科目存置として計上していましたが、今年度対象事業がなかったため、1,000円を減額するものです。

5款繰越金は、平成28年度からの繰越額が決算により確定しましたので、2,845万9,000円を追加するものです。

6款諸収入は、印西地区消防組合を含む県内31団体を共同処理する団体として、千葉縣市町村総合事務組合が共同処理を実施し千葉県に事務委託をしている消防救急無線設備の整備に係る工事の契約において、先ほども申しましたが、談合が行われました。その結果、当該工事に係る契約に基づき発生した損害賠償金相当額が、千葉縣市町村総合事務組合から共同処理する団体に対して、千葉縣市町村総合事務組合市町村負担金条例に定める負担割合により送金され雑入として歳入したことなどにより、3,652万5,000円を増額するものです。

なお、先ほど23節償還金利子及び割引料で説明いたしましたとおり、本雑入として歳入いたしました3,669万3,000円につきましては、印西市と白井市への負担金返金及び千葉縣市町村振興協会への補助金返還金の財源とし、同額を23節償還金利子及び割引料に計上して支出させていただき予定でございます。

7款組合債は、高規格救急自動車の事業費確定に伴う減額があったものの、白井消防署大規模耐震改修及び増築事業や印西消防署大規模改修及び増築事業の借り入れ予定額が、当初見込みを上回ったことなどにより起債発行予定額が増加しましたので、3,460万円を増額するものです。

この組合債につきましては、4ページをお開きください。第3表、地方債補正のとおり、事業費の確定に伴い消防施設整備事業の限度額を6億1,160万円から6億4,620万円に変更しております。

以上で、平成29年度印西地区消防組合一般会計補正予算（第2号）の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（近藤瑞枝） 説明が終わりました。

ここで5分間休憩いたします。11時5分まで休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時05分

○議長（近藤瑞枝） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（豊田徳之） 申しわけありません。補正予算の説明の中で1点訂正させていただきたいと思えます。先ほど説明の中で千葉県市町村振興協会からの補助金というような説明をいたしましたが、助成金の間違いです。申しわけございません。訂正させていただきます。

○議長（近藤瑞枝） それでは、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9番、竹内議員。

○9番（竹内陽子） それでは、5つぐらいあるので伺っていきます。

最初、10ページ、光熱費のところなのですが、400万円ほど減額になっているのです。予算を立てるときに、大体毎年の光熱費というのは目安がわかるのですけれども、400万円も減額になったという大きな根拠は何だったのですかということ、これ1点目です。

2点目、11ページの工事請負費、これが800万ほど減になったというのは、こういった理由で減額になったのか。

それから、12ページの3番のところなのですが、これちょっと私が間違っていたら訂正してください。23節の償還金というくくりの中で、消防救急無線共同整備事業に係る助成金返還金と書いてあります。次も負担金返還金。償還金というのは、借りたものを返していくとき償還と言いますね。19節には負担金補助及び交付金という節があるわけですから、この返還金というのは、こちらにわざわざこの23節をつくったというのはどういうことなのでしょう。これ考え方が違うのだったらご指摘ください。

それから、4番目、14ページの休日の勤務手当というのがあるのですが、この休日という解釈と、その実態がどういうふうになっているかということをお示しください。

それから、5番目、20ページです。その他の手当というので通勤手当、交通機関利用者、国が5万5,000円まで全額支給、組合も全額支給、これに該当する人が何人ぐらいいるのかなということなのですけれども、例えば5万5,000円を超過しているような人がいるのかどうか。全額支給ですから、例えば5万7,000円だったら、それ全部払っているのかどうか。そういう実態をお示しください。

あと、車で通勤している人の手当というのはどういう形になっているのか、お示しください。

○議長（近藤瑞枝） 答えられますか。総務課長。

○総務課長（豊田徳之） それでは、ただいまの質疑についてお答えさせていただきます。

初めに、10ページ、光熱水費の減額というところなのですが、光熱水費に関しましては、やはり年間の気候などによってもかなり差が出るものがあるかと思えます。また、職員それぞれが節電、節水というものを意識させていただいた結果かと思っております。

2点目の工事請負費の減額につきましては、印西市消防署の工事に関して、入札による今年度分の金額決定しておりますので、その分の減額となります。

次、1点、償還金の項目の話をお示しいただき、次に休日勤務手当についてなのですが、

休日勤務手当という手当なのですけれども、休日ありますね、休日に隔日勤務者、現場職員が勤務した場合に、それを手当という形で補償しているというものになります。要は休日ですから本来休むべき日かとは思いますが、その日に隔日勤務者全員に休まれても消防という仕事成り立ちませんし、代休という形もとるだけのスペースがございませんので、休日給という手当でその分を補償させていただいているものとなります。

次に、通勤手当のお話があったかと思いますが、5万5,000円を超過している者はございません。また、車の通勤手当につきましては、距離に応じて掛け算をさせていただいて通勤手当を計算しているところでございます。

償還金の話に戻らせていただきます。23節にした理由というところで、過年度に歳入したものを返還する場合は、23節償還金利子及び割引料にて歳出するものとされておりまして、この節で返還させていただくこととなっております。

以上でございます。

○議長（近藤瑞枝） 9番、竹内議員。

○9番（竹内陽子） それでは、再質問します。

先ほどのまず1番目のところからです。減の理由いろいろあって、その中に節水等のそういう努力をしたというのですが、家庭でもやはり生きていく以上、幾ら節約しても、そんなに大きな開きが出るものではないのですけれども、組合として大きな世帯であっても400万の減額というのは一体、では予算計上のときに見積もり方がおかしかったのかなと。なぜここまで言うかといいますと、非常に今財政が厳しい厳しいといっているときに、私ども議会としてはこういったところの大きな変化は何ゆえこういうふうになっているのかというのは、やはりきちんとチェックしなければいけませんので、そこを予算が見積もりが甘かったのか、あるいは本当に努力して節減したのか、この辺の違いはしっかりとお答えください。

それから、2番目の工事請負費、工事代が余ったのだよといえばそれまでですけれども、余ったのですから、これはこれで了解します。

3番目、この12ページの償還金のところが釈然としないのですが、そういうふうになっているから。では、逆に言いますと、この2項目は助成金と負担金なのですね、助成金と負担金。19節の上を見ると負担金と書いてあるのです。助成金と負担金ですから、組合が助成する、負担するということですよ。それが新しくそこへ払うわけですから、その19節とこの23節のところ、もう一回説明してください。

それから、14ページの休日手当、祝日のときの手当というふうにおっしゃいましたけれども、この考え方は国のほうの方針だから、幾ら言ってもこれは規則どおりいくのだと言われればそれまでですけれども、何でもかんでも今財政の緊縮をしていこうと、考えていこうというときに、例えば先ほど地域手当の問題もありました。この休日勤務というのですが、この消防の業務というのは、もう初めから土曜日であろうと祝日であろうとローテーションを組んでやっているわけですから、その辺の休日云々という解釈がどういうふうに捉えているのかな。人間にとっての権利ですから、休日という。だから、そこは考えていかなければいけないと思いますけれども、あえてこういう休日というふうに捉えて手当をつけていくという考え方ですね。そこをちょっともう一度お願いいたします。

それから、一番最後のところ確認します。鉄道の通勤の人は何人いるのでしょうか。車が何人いるので

しょう。お答えください。

○議長（近藤瑞枝） 総務課長。

○総務課長（豊田徳之） それでは、お答えさせていただきます。

まず初めに、光熱水費に関してですけれども、消防のほうなのですけれども、本部を含め7庁舎がございます。それらを管理していく中で節電等に努めた結果というところで、先ほどお答えさせていただきましたが、積算のほうは適正に行われているものと思われま。ただ、やはり先ほど言いましたとおり、季節、気候等によっても変動はあるかと思ひます。その中で今年度の予算に関しては減額できたということで承知していただければと思ひます。

次、先ほどの23節の話なのですけれども、今回23節に入れさせていただいているものは、助成金、23年度、24年度と過去にいただいた助成金に対する返還金という意味合いのところになっていひます。ですから、新たに組合の予算から支出するという形ではなく、先ほど言ひましたとおり返還金がございます。その返還金の中で助成金として受け取った分を返還すると。それ以外の分は構成市にお返しするというようなことで説明させていただいたかと思ひますけれども、そのことによつて、またこの返還する項目として23節を選ばせていただひて、そこから返金するという格好となります。

また、休日の関係なのですけれども、休日、土曜、日曜以外の祝祭日という日があるかと思ひます。隔日勤務者にとつても、土曜、日曜の休みの分というのひ、通常のローテーションの中で週休という休みが入つてございひます。それのほかに祭日であるとか祝日である分の休みの分なのですが、それをそのローテーションの中に入れてしまひますと、人員的に活動できる人員そろえられないという障害等が出まひますので、その分を手当として、休むわけではなく補償させていただひている。それが休日給という格好になります。

最後、通勤の関係なのですけれども、今ちよつと手元に資料がございひませんので、後ほどお答えするよひな格好で承していただければと思ひます。

以上でございひます。

○議長（近藤瑞枝） 竹内議員。

○9番（竹内陽子） 1番以外は了解しまひました。その1番の、こだわるよひですけれども、この光熱水費が400万の減額になるというのひ、昨年はずごい暑い夏でした。そういう状況下でいろいろな意味で水を使うということも多かつたろうし、エアコン使うことも多かつたろうしというふうひに想像する中で、こういう形が出てきたということは何か理解しがたいのですけれども、努力したからこうなつたと言われれば、ああ、そうですかとしか受け取るしかないのですけれども、まだ400万のこの執行残というのひはちよつと理解しがたいです。きちんとした理由がわかれば、もう一回言つてください。それだけで結構です。

○議長（近藤瑞枝） 総務課長。

○総務課長（豊田徳之） 申しわけございひません。また、同じ答弁になつてしまひうかもしれませひけれども、当初はある程度の使用料というのひを見積もつていひるのですけれども、やはりその年によつて気候等によつて若干変化もございひます。ただ、低い時期の金額で見積もつてしまひますと、やはり足りなくなつてしまひう場合があるまひますので、平均的なところで見積もらせていただひておりまひます。また、今現在ですと白井消防署であるとか工事中の建物がございますので、そういった部分で光熱費のほう使わずに済んでいひる部分もかなりあるうかと思ひます。当初はその辺も全部一律に見込んでおりまひますので、その辺で減額できてい

るものと思います。

以上でございます。

○議長（近藤瑞枝） それでは、ほかに質疑はございませんか。

7番、山田議員。

○7番（山田喜代子） 10ページお願いします。10ページの最初の説明で、給料が434万円の減。これ休職者の復職はなかったとおっしゃいました。組合としては復職があるだろうということで予算計上したと思いますけれども、この点なぜ復職がかなわなかったのか、その点についてお伺いしたいと思います。

それと、同じ10ページと11ページ、ざっと見ますと、今竹内議員が言われたように本当にマイナスが多い、ほとんどマイナス。私は、見積もりが甘いのかという全く同じ質問してもしょうがないので、このことについてはここ数年の傾向なのでしょうか、マイナスになるというのは。そもそも予算がなくなってしまったら困るから少し多目にというふうに計上してこの結果になったのか、その辺お伺いしたいと思います。

それと、14ページです。先ほど休日勤務手当という質問も出ました。これというのは、消防署で特にこの消防署が休日勤務手当が多いのかとか、消防によってかなりの差があるのかどうか、その辺お伺いしたいのです。初めから休日勤務ありきということで予算を計上していると思うのですが、そもそも人数が足りないからこれをせざるを得ないのか、その点について。金額は、最初の補正前は7,840万、これが補正後は8,967万ということで1,128万プラスになっています。この辺について伺いしたいと思います。

それと、19ページ真ん中で地域手当の中で支給対象職員人数と書いて（4）と書いてあります。この（4）というのは、短時間勤務職員分を書いてありますということなのだと思いますけれども、この業務内容ですね、この人数の妥当性についてお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 総務課長。

○総務課長（豊田徳之） それでは、ただいまの質問について順次お答えします。

初めに、10ページ、休職者の関係かと思えます。現在組合の中に2名の休職者がございます。1名は育児休暇で休暇をとっております。育児休暇者に関しては、復職できるタイミングというのが約束されたものではございませんので、いつ復職できるタイミングになるかは、休暇をとっているほうの関係になるかと思えますので、当初としては復職できるという格好で見込むしかないのかなとは思いますが。

もう一名は、療養休職中の者がいるのですが、その者についてもどの時点で復職できるかという先の見込みというのが確実なものがございませんので、当初の予算としてはこれらが復職するという見込みで組み立てさせていただいたものです。ただ、現時点において復職していないという格好なもので、その分が減額ということになっております。

次、先ほどの絡みの部分になります。光熱水費等のところで減額が多いところなのだと思いますけれども、当初予算組む段階では、過去数年間であるとか実績というところをやはりもとにして組ませていただいております。ですので、過剰な予算見込みという形はとっておりません。

休日の関係で休日給自体というのは、ここの消防本部だけではなく各消防本部全てそういう扱いはされているかと思えます。ただ、今回増額させていただきまします金額なのだと思いますけれども、休日給に関する時間単

価がございます。この時間単価の計算方法というのが、29年度変更となっております。その絡みにより1時間当たりの単価が上がっておりますので、その分予算として増額させていただくという格好で、このところで差が出ております。

最後になろうかと思えます。19ページの括弧書きの分なのですけれども、この4名に関しては再任用職員を数字として書かせていただいているものです。現在の勤務体系なのですけれども、交替制勤務をしていただいております。

以上でございます。

○議長（近藤瑞枝） 7番、山田議員。

○7番（山田喜代子） 2名の方が復職がかなわなかったという、育児のタイミングというのは、これはご本人が決めることでしょうけれども、今非常に保育園が足りなくて待機がふえているということで、例えば保育園ができればその復職がかなうのかとか、その辺の状況をもしご存じでしたらお伺いしたいと思います。

あと、療養休暇については、かなり長いこと療養されているのでしょうか。その方のことが心配なので、個人情報をお伺いしたいと思います。

この2名の復職がかなわなかったということで、この2名はほかの職員で補充されているのか。つまり2人いないことによって、ちゃんと補充というか、されているのか、その辺について伺いたいと思います。

それと、10ページと11ページ、先ほど水道光熱費だけにおっしゃいましたけれども、これではなくて全てに対してほとんどマイナスになっているので、そのことをお伺いしたのですけれども、数年間その実績をもとにやっているということで、これは私は納得しました。

それと、時間外の単価の変更、つまり時間外手当の時給がアップしたからとおっしゃいますけれども、これは全て単価のアップだけなのでしょうか。その時間、休日勤務された方の人数とか、その数字をつかんでいらっしゃるのでしたらお伺いしたいと思うのと同時に、特にこの消防署は休日勤務が多いとか、その辺の分析はされているのでしょうか。その地域によって火災とか救急の出動が多いために、人数がいつも不足の状況で休日体制をとらなければならないということもあると思いますので、その辺の分析をされているのかどうかを伺いたいと思います。

それと、再任用の4名ということで、大体退職されて、ほとんど退職された方は再任用に移行されているのかもあわせて伺いたいと思います。

○議長（近藤瑞枝） 総務課長。

○総務課長（豊田徳之） それでは、私からは休職者の関係についてですけれども、育児休暇で休職されている者については、今後の復職等の予定なのですけれども、その点についてはまだこちらでは確実には把握してございません。また、もう一名療養休職中の者に関しては、ここで2年ほど休職扱いとなっております。その2名の分、職員として補充しているかということなのですけれども、職員としての補充はしてございません。

あと、もう一点、再任用職員ということになるのですけれども、始まってからこれまでに再任用の権利というか、資格のある者の中で約3分の1程度が再任用を希望しているところでございます。

以上でございます。

○議長（近藤瑞枝） 消防長。

○消防長（須藤達也） 休日勤務手当の件について、休日勤務手当なのですが、こちらについてはその所属によってというよりも、交替制勤務職員全ての職員に、年間祝祭日、年末年始を合わせて20日、21日くらいですか、その分が代休として与えられないと、本来であれば代休振りかえとかという制度を使うべきであろうところなのですが、そうしますと当然現場、部隊が組めないような状態になってしまいますので、その分を手当として支給する制度であります。したがって、消防署によって、その手当の支給状況が違うというようなことはございません。ほぼ同じような形で手当が支給されているという形でありまして、おのずと部隊編成をするためにはその手当が必要になるというところでありまして、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（近藤瑞枝） 最後です。7番、山田議員。

○7番（山田喜代子） これから若い人がふえて、あと女性もこれからふえるということで、この休暇というのは男性もとれることになっていきますけれども、やはりこれ実際に赤ちゃん生まれて復職しようと思っただけで、それで予算を立てたわけですから、その辺理由をはっきり聞いていただいて、もし保育園が入れないということでしたら、そのことについては関係部署に保育園をつくれとか、そういうように言うなり、なぜ私そういうこと言うかという、要するに補充していないわけですよ。実際に今女性が働くのになかなか続けられないという理由の一つが保育園に入れないということで、もう妊娠した時点から保育園を探さなければいけないという状況なので、その辺は組合としても女性をふやすという立場から、その辺についてはしっかりと関係部署と連絡をとって、それが原因かどうかはわかりませんが、対応していただきたいと思います。補充は、それすべきですよ。2名が休職しているわけですから、その点についてすべきだと思いますけれども、2名補充しない理由は何でしょうか。

あと、再任用の話なのですが、これ資格があって3分の1が希望しているということで、希望している方は全員が再任用として採用されているというふうに捉えていいですか。その点について伺います。

それと、最後になりましたけれども、休日勤務手当、消防、皆さんそれぞれ一律に手当というのは、それはもちろんわかっています。つまり私が言いたいのは、特にどこの消防が毎年休日勤務しているかということで、その辺の把握はされているのですかということです。また、原因も。その点について伺いたしたいと思います。

○議長（近藤瑞枝） 消防長。

○消防長（須藤達也） 休職者の補充の話、先ほど総務課長から2人補充していないという答弁をさせていただいたのですが、女性職員のほうは採用時に構成市にお願いしまして、1名を先取りさせていただいた部分があります。当然本人に聞きましたところ、育児休業もしばらくの間考えているというようなお話もありましたので、その分については先取りをさせていただいて採用時に1名をプラスさせていただいた経緯がございます。もう一名のほうにつきましては、やはりいつ復職するというような形で考えているかというのがちょっとつかめないところがございますので、今現時点では補充をできないというのが現状でありますので、これにつきましてはまだその対応ができていないという状況ではあります。定期的に職員採用計画の中で増員をしているところで、その部分も補っていきたいとは考えております。

それから、休日勤務手当、これについてはどこの所属が、人が足りなくてこの手当を支給しているとい

うわけではございません。全ての職員が、先ほど言いました代休とか振りかえとかという本来の制度に基づいてやれば本当にいいのですが、それをやった場合に職員数がかなりの職員数になってしまって、またそれに伴う人件費がかなりの額になってしまうということを考えますと、今の制度上でこの休日勤務手当を支給するというほうが適正な考え方だと考えておりますので、その手当を支給するというご理解をいただければと思います。職員数をふやすという、この手当をなくすために職員をふやすというのは、合理的な手段ではないと考えております。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 総務課長。

○総務課長（豊田徳之） 私から再任用の関係なのですけれども、現在再任用を希望する者は全員再任用として扱っております。

以上でございます。

（何事か言う人あり）

○議長（近藤瑞枝） 指摘してください。

7番、山田議員。

○7番（山田喜代子） 先ほどの休日勤務手当、制度のことについては丁寧な説明をいただいたのでわかりました。私が言いたいのは、例えば消防が平均してこの手当が支給されているならともかく、特にこの消防では休日出勤が多いよということはあるのですかということ、それは常にそこが多いのかどうかということ、そのことを聞いたのです。制度についてはわかりました。やっぱりそこが多いということは、何か問題があるのではないか。そこで多いのだったら補充という手段はないのですかということです。

○議長（近藤瑞枝） 消防長。

○消防長（須藤達也） 特にどこの所属かと、多いということはありません。平均した数字になっております。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） ほかに質疑はございませんか。

5番、岩崎議員。

○5番（岩崎成子） 29年度のこの一般会計、第2号のところの、ページ数、済みません、12ページをお願いいたします。4款の公債費のところでお聞きいたします。それから、審議資料のほうでは、ここのやっぱり公債費ということで数字的なことでお伺いいたします。説明のところですね、資料の、455万8,000円減額となっております。その部分で平成28年度債の借り入れ利率の決定による減額ですよということでご説明ありまして、こちらの補正予算のほうでは、こちらの説明のところに利子償還金ということで市町村振興協会減額489万2,000円、あとその下で銀行等引受債ということで、こちらは増額33万4,000円となっております。その件について、もう少し詳細なる説明を求めます。

○議長（近藤瑞枝） 総務課長。

○総務課長（豊田徳之） 利子の確定によりということの説明させていただきましたけれども、当初償還金に係る利息なのですけれども、当初予算の時点では1%、これを見込ませていただいております。過去にそれ以上になったことはありませんので、妥当な数字かと思っております。結果として利息のほうが、借り入れ

先によって違うのですけれども、0.2%と0.3%というところで確定いたしました。その差額について減額させていただくというところになっております。

以上でございます。

○議長（近藤瑞枝） 5番、岩崎議員。

○5番（岩崎成子） 減額のことわかりました。いろんなところから借り等々ありまして、銀行等引受債というのが増額になっているところ、ちょっと答弁漏れなので求めます。

○議長（近藤瑞枝） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時45分

再開 午前11時46分

○議長（近藤瑞枝） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（豊田徳之） 申しわけございません。当初予算では全額市町村振興協会から借り入れを見込んでいたところ、結果として全額の借り入れができなかったということが発生しました。そのために足りない分を銀行から借り入れたので、当初なかったものの利息がここで出た格好になります。

以上でございます。

○議長（近藤瑞枝） ほかに質疑はございませんか。

1番、長谷川議員。

○1番（長谷川則夫） それでは、先ほど諸収入のところ、消防無線の工事に係る損害賠償請求金のところなのですけれども、わかっていたら結構なのですが、これは裁判による確定なのか、和解による確定なのかというのが1つ。

もう一つは、収入と支出のところ若干の金額の差がありますけれども、先ほど説明されていたとは思いますが、ちょっと私、理解できなかったもので、そのことについて再度説明を求めます。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 総務課長。

○総務課長（豊田徳之） 申しわけございません。1点確認させてもらいたいですけれども、金額の差というのは、雑入の金額と先ほどの補償金の金額の差があるということでしょうか。

○1番（長谷川則夫） はい、そうです。

○議長（近藤瑞枝） 総務課長。

○総務課長（豊田徳之） まず、返還金に関しては和解というところで決着がついて始まったものでございます。また、金額に関して、雑入というところでは3,652万5,000円の数字が出ていまして、先ほどの返還金と若干金額のずれがあるかと思っておりますけれども、この雑入の中にはこのほかに生命保険代行料徴収の分など、そのほかの部分も入っておりますので、その差額の分、こちらでは返還金との金額差が出ております。

以上でございます。

○議長（近藤瑞枝） 1番、長谷川議員。

○1番(長谷川則夫) ただいま生命保険徴収代行手数料16万8,000円ですよね。そうすると、3,669万3,000円ですか。それでも合わないのですけれども、いかがでしょうか。

○議長(近藤瑞枝) 総務課長。

○総務課長(豊田徳之) 金額のほうは予算書どおりかと思います。補償金のほうが3,669万3,000円、そこから生命保険代行料等16万8,000円を差し引きしますと3,652万5,000円という数字になるかと思いますが、以上でございます。

○議長(近藤瑞枝) よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(近藤瑞枝) では、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(近藤瑞枝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第4号 平成29年度印西地区消防組合一般会計補正予算(第2号)についてを採決いたします。

議案第4号については、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(近藤瑞枝) 起立全員です。

したがいまして、議案第4号につきましては原案のとおり可決されました。

それでは、ここで休憩したいと思います。午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後1時00分

○議長(近藤瑞枝) 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長(豊田徳之) 先ほど補正予算の際、竹内議員から質疑のありました通勤手当の項目の中で、通勤手段というところで答弁していなかったかと思いますが答えさせていただきます。

現在当組合で電車通勤が7名、残りの職員は全て車通勤となっております。

以上でございます。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(近藤瑞枝) それでは、日程第9、議案第5号 平成30年度印西地区消防組合一般会計予算についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（伊澤史夫） 議案第5号について説明いたします。

本案は、住民の安全と安心を守るため消防体制の機能強化を図るもので、平成30年度の予算を34億8,947万8,000円とするものでございます。主な取り組みといたしまして、平成29年度からの継続事業である印西消防署大規模改修及び増築事業や西白井消防署修繕事業並びに化学消防ポンプ自動車など消防車両の更新整備事業を計上し、消防体制の充実強化と施設の改善及び長寿命化などを考慮した予算編成としております。

詳細につきましては、総務課長より説明いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（近藤瑞枝） 総務課長。

○総務課長（豊田徳之） 議案第5号について補足説明させていただきます。

お手元の審議資料の5-1ページをごらんください。平成30年度印西地区消防組合一般会計予算における予算編成方針につきましては、印西市及び白井市が持続可能な財政基盤の確立や行政運営を推進している中、印西地区消防組合では、印西消防署庁舎建設事業を初め白井消防署や印西消防署に対して、耐震化及び長寿命化並びに防災拠点としての機能強化を施すなど、住民の安全と安心を実現するための事業を推し進めているところです。しかし、今後、これら近年の施策により人件費及び公債費が増加すると見込まれていることから、予算編成に当たっては、全職員が印西地区消防組合の置かれた状況を認識し、現時点で保有している資機材や事務環境を120%活用することで真に必要な予算措置を講じたところです。

次に、5-2ページ、3の一般会計、(1)の予算規模をごらんください。平成30年度の予算につきまして主な事業は、印西消防署大規模改修及び増築事業、西白井消防署修繕事業並びに化学消防ポンプ自動車など消防車両3台の更新整備事業により34億8,947万8,000円の予算計上となりました。

(2)、歳入予算の状況と5-3ページ、(3)、歳出予算の状況につきましては、この後の5-6ページ、歳出予算性質別の概要及び平成30年度印西地区消防組合一般会計予算の説明で詳しく申し上げます。

次に、5-5ページをお願いします。4の一般会計における将来の財政負担ですが、地方債現在高については、立替施行を含む消防庁舎や用地、消防車両の整備費及び指令センター共同運用整備などで発行した地方債によるものです。平成30年度末では印西消防署大規模改修及び増築事業、西白井消防署修繕事業に伴う非常用発電機設置工事等並びに化学消防ポンプ自動車など、消防車両3台の更新整備事業などによる借り入れを予定しております。地方債残高のうち立替施行の起債分につきましては、特別分担金の対象です。債務負担行為の未払い残高については、立替施行による庁舎や用地の取得費償還金で全て特別分担金の対象となっております。

次に、5-6ページ、歳出予算性質別の概要ですが、平成30年度予算の総額は34億8,947万8,000円で、本年度に比べ1億5,012万、4.5%の増額となりました。性質別区分の内訳ですが、人件費が22億948万2,000円です。給料及び職員手当等並びに共済費の増額により、本年度との比較では、6.3%、1億3,056万8,000円の増額となります。内訳は、議員報酬、非常勤特別職等の報酬及び平成30年度に在籍する消防職員の給料、職員手当等及び共済費などです。平成30年度の職員数は262名で、再任用職員3人を含めると265人となり、全体数では7人の増加となります。また、地域手当につきましては、千葉県に準拠した数値を根拠として9%としていたところですが、平成29年10月13日付、千葉県人事委員会による職員の給与

等に関する報告及び勧告により、千葉県における地域手当の支給割合が9%から9.2%に引き上げられたこととなりましたので、印西地区消防組合における地域手当の支給割合につきましても9.2%にて計上させていただきます。

次に、扶助費は2,449万5,000円で、215万円、8.1%の減額となります。

次に、公債費は2億388万1,000円で、1,516万4,000円、6.9%の減額となります。これは平成26年度に千葉縣市町村振興協会から借入れを実施した印西消防署用地取得費及び実施設計委託費、平成28年度に千葉興業銀行白井支店から借入れを実施した消防車両整備事業費並びに千葉県からの借入れである平成28年度分印西消防署庁舎建設事業と白井消防署大規模耐震改修及び増築事業の元金償還が新たに発生したものの、平成4年度に借入れを実施した西白井消防署庁舎建設事業、平成24年度に借入れをした白井消防署高規格救急車、白井消防署屈折はしご付消防自動車及び本埜消防署車庫建設事業並びに消防救急無線デジタル化整備事業の償還が終了したことによる減額要因が上回った関係で減額したものです。これら義務的経費の総額は24億3,785万8,000円で、4.9%、1億1,325万4,000円の増額となります。

次に、投資的経費の普通建設事業費につきましては6億7,230万9,000円で、12.7%、9,760万3,000円の減額となっています。内訳は、5-6ページ下段の主な取り組みの消防体制の整備、災害情報通信体制の充実強化及び消防組織体制の整備の項目に記載しておりますが、印西消防署大規模改修及び増築事業や西白井消防署修繕事業に伴う非常用発電機設置工事、ちば消防共同指令センター部分更新事業負担金並びに消防車両3台の更新整備事業となっております。

なお、印西消防署大規模改修及び増築工事やちば消防共同指令センター部分更新事業負担金については、事業期間が2年度にわたるため、印西消防署大規模改修及び増築事業は工事監理業務委託と合わせて平成29年度から平成30年度まで、ちば消防共同指令センター部分更新事業負担金は平成30年度から平成31年度までの継続費を設定するものです。

また、普通建設事業費の単独分には、公有財産購入費として、西白井消防署、牧の原消防署の施設と用地の取得に要する経費を計上しています。

次に、その他の経費のうち物件費につきましては1億7,161万3,000円で、3.7%、619万1,000円の増額です。

次に、維持補修費につきましては1億594万円で、1,259.1%、9,814万5,000円の増額です。主な内容は、西白井消防署修繕事業及び印旛消防署修繕工事に係る設計委託など、施設の機能を維持させるための経費を計上しています。

次に、補助費等につきましては8,175万8,000円で、58.4%、3,013万3,000円の増額となります。主な内容は、ちば消防共同指令センターと消防救急無線デジタル化に係る負担金や旧印西消防署庁舎等解体撤去負担金などを計上しています。

次の予備費は、前年度と同額の2,000万円を計上しております。

以上が歳出予算の性質別概要となります。

なお、ページ下に主な取り組みを記載しましたが、性質別概要で説明しましたほかに救急救命士を1名養成いたします。

次に、5-7ページ、歳入予算科目別の概要及び5-8ページの歳出予算目的別の概要につきましては、

この後の一般会計予算書の説明と重複しますので省略させていただきます。

それでは、平成30年度印西地区消防組合一般会計予算をごらんください。歳出から説明させていただきます。11ページをごらんください。1款議会費は204万2,000円で、3,000円の減額となります。議会費の内容は、議員10人の報酬、議長交際費、会議録の作成委託料などです。

次に、2款総務費は34万4,000円で、正副管理者等の報酬、管理者交際費などを計上している1項総務管理費及び監査委員の報酬などを計上している2項監査委員費、ともに本年度と同額となります。

次に、3款消防費は32億6,321万1,000円で、1億6,528万7,000円の増額となります。節別に申し上げますと、1節報酬は、労働安全衛生法令に基づく産業医への報酬36万円で、職場巡視や職員の健康相談を予定しています。

2節給料は、職員262人及び再任用職員3人の合計265人分で10億1,487万5,000円、前年度に比べ4,036万5,000円の増額となります。増額の要因は、職員数が増加したこと及び平成29年度に給与改定が行われたことによるものです。

次に、3節職員手当等は8億4,292万7,000円で、6,289万6,000円の増となります。

19ページの給与費明細書をごらんください。職員手当につきましては、勤務実績と予測により計上させていただきました。

12ページに戻りまして、4節共済費は3億7,502万5,000円で、2,515万7,000円の増額となります。

5節災害補償費につきましては、科目存置として1,000円を計上しました。

次に、8節報償費は、火災等における消防協力者への表彰及び防火コンクール表彰記念品並びに外部講師による講習会の講師謝礼等などとして44万6,000円を計上し、4万円の増額となりました。

9節旅費は237万7,000円で、前年度に比べ49万6,000円の増額となります。増額の要因は、消防車両の更新整備に伴う中間検査が前年度と比較して増加したことによるものです。

10節交際費は26万円を計上させていただきました。

11節需用費は7,751万円で、前年度に比べ447万6,000円の増額です。これは燃料費及び修繕料の増額が主な要因です。

12節役務費は、12ページの火災保険料から13ページ中段の引火点測定試験手数料までの1,103万7,000円で、25万2,000円の増額です。これは自動車保険料及び各種ボンベの耐圧検査等の増加に伴う高压ガス容器耐圧検査手数料の増額が主な要因です。

13節委託料は6,355万円で、589万5,000円の増となり、減額の主な要因は、印旛消防署修繕工事に係る設計委託料と車両情報表示板及びシステム変更委託料の増加に伴う消防庁舎基本設計等業務委託料及びその他業務委託料の増額によるものです。

次に、14節使用料及び賃借料は2,154万3,000円で、81万円の増となります。主な要因は、コンピュータシステム使用料が増加したものです。

次に、15ページ、15節工事請負費は4億7,740万8,000円で、1億365万円の減額です。減額の主な要因は、白井消防署大規模耐震改修及び増築工事が平成29年度で終了したことに伴う減額です。

17節公有財産購入費は9,319万8,000円で、4万円の増額です。

18節備品購入費は1億9,574万6,000円で、9,071万9,000円の増額です。これは消防車両の更新整備事業

に伴う事業費が、前年度と比較し増加していることが主な要因となります。

19節負担金補助及び交付金は8,573万6,000円で、3,765万5,000円の増額です。これは平成29年7月4日の平成29年第1回印西地区消防組合議会臨時会においてご承認をいただきました、平成29年度印西地区消防組合一般会計補正予算（第1号）による債務負担行為に基づく旧印西消防署庁舎解体撤去負担金及び本当初予算にて継続費を計上させていただきました、ちば消防共同指令センター部分更新事業負担金による増加が主な増額要因となります。

27節公課費は、消防車両の車検に伴う自動車重量税121万2,000円です。

次に、17ページ、4款公債費ですが、1目元金は1億8,789万8,000円となり、平成4年度に借入れを実施した西白井消防署庁舎建設事業、平成24年度に借入れを実施した白井消防署高規格救急自動車、白井消防署屈折はしご付消防自動車及び本埜消防署車庫建設事業並びに消防救急無線デジタル化整備事業の元金償還が終了したことから、1,351万3,000円の減額となります。

公債費の2目利子は1,598万3,000円で、165万1,000円の減額です。減額の要因は、平成4年度に借入れを実施した西白井消防署庁舎建設事業の利子償還が終了したことや各事業債の元金償還に伴う利子の減によるものです。

5款予備費は、予期せぬ支出に備え、2,000万円を計上させていただきました。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入を説明させていただきます。9ページの歳入歳出予算事項別明細書の2、歳入をごらんください。1款分担金及び負担金の総額は29億2,100万7,000円で、本年度に比べ8.2%、2億2,089万7,000円の増額となります。内訳は、一般分担金が27億4,193万9,000円で、2億4,675万9,000円の増額となります。主な要因は、人件費や維持補修費及び補助費等の増によるものです。

なお、補助費等の増額要因のうち、旧印西消防署庁舎等解体撤去負担金に係る印西市及び白井市の一般分担金をそれぞれ参考に記載しております。

特別分担金は1億7,906万8,000円で、2,586万2,000円の減額です。主な要因は、白井市特別分担金の該当となる西白井消防署庁舎及びデジタル無線整備の償還が平成29年度で終了することによるものです。

なお、一般分担金の負担割合につきましては、消防費に係る基準財政需要額が100%となります。構成市それぞれの分担金の内訳及び積算根拠につきましては、30ページの平成30年度印西地区消防組合一般会計予算分担金算出表に記載のとおりです。

9ページに戻りまして、2款使用料及び手数料は153万8,000円で、本年度とほぼ同額となります。

次に、3款国庫支出金につきましては、化学消防ポンプ自動車及び支援車が緊急消防援助隊設備整備費補助金の対象となるため、1,959万2,000円を計上しております。

次に、4款県支出金につきましては、平成30年度は対象がありませんので、科目存置として1,000円を計上しております。

5款財産収入では、更新整備後の給水車及び人員搬送車の売り払いに伴う収入として75万円を計上しました。

次に、6款繰越金は2,000万円を計上しています。

次に、7款諸収入は579万円で、職員の生命保険料等徴収代行手数料や庁舎内に設置しております自動

販売機の設置納付金、電気料などです。

次に、8款組合債につきましては、印西消防署大規模改修及び増築事業や西白井消防署修繕事業に伴う非常用発電機設置工事等並びに消防車両3台の更新整備事業等に係る地方債で、5億2,080万円を計上いたしました。

以上で、平成30年度印西地区消防組合一般会計予算の補足説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（近藤瑞枝） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

申し合わせによりまして、初めに通告議員による質疑を行います。

なお、通告議員による質疑の方法は、通告をした質疑を、また通告外の追加質疑がある場合も、1回目の質疑で全てしてください。その後の再質疑は2回までとなります。

順番に発言を許します。

9番、竹内陽子議員の発言を許します。9番、竹内陽子議員。

○9番（竹内陽子） 平成30年度の一般会計の質問をさせていただきます。

通告してありますので、まず質問の要旨を読んでいきます。審議資料、議の5-1-2ですね、そこについて伺いたい。記載されている内容に、白井消防署及び印西消防署に対して、耐震化、長寿命化、防災拠点としての機能強化を施すなど、住民の安全と安心を実現するための事業を推進しているところであると、このように書いてありますが、組合としてどのようなチェックをしているのか、またしていくのかということをお伺いします。

2点目、審議資料、議5-5-4についてです。当組合も将来にわたり署の改修工事、車両の維持管理、救急救命の高度化等で財政の増額はますます考えられますが、構成市の白井市の財政状況も大変厳しい状況下にあります。今年度の予算を構成市と協議の際どのようなことが課題になったのか、お答えいただきたいと思います。

3点目、平成30年度印西地区消防組合一般会計予算について、歳入の9ページ、2款2項1目1節消防手数料についてです。減額の理由と現況についてお答えいただきたいと思います。

4点目、平成30年度印西地区消防組合一般会計予算について、歳入9ページ、3款1項1目1節、ここに化学消防ポンプ自動車と支援車に対する国庫補助金は、これはもう決定なのでしょうか。

5点目、平成30年度印西地区消防組合一般会計予算の中で、歳出16ページ、3款1項1目19節ちば消防共同指令センター部分更新事業負担金について、指令センター部分更新事業負担金は、事業期間が現時点で2年とされていますが、今後の見通しというのはどういうふうに行われているのでしょうか、お答えいただきたいと思います。

以上5点です。

○議長（近藤瑞枝） 続けてください。

○9番（竹内陽子） 今の時点でそれだけ。これはもう追加できないですね。

（何事か言う人あり）

○議長（近藤瑞枝） もし追加の質疑がある場合は、今言っていただきたい。

○9番（竹内陽子） とりあえず以上の点につき伺います。

○議長（近藤瑞枝） 総務課長。

○総務課長（豊田徳之） ただいま質疑のほうは5点あったかと思いますが、私からは1番と2番の質疑について答えさせていただきたいと思います。

初めに、審議資料、5-1-2について、白井消防署及び印西消防署に対して、耐震化、長寿命化、防災拠点としての機能強化を施すなど、住民の安全と安心を実現するための事業を推進しているところであるとあるが、組合としてどのようなチェックをしているか。また、していくのかについて答えさせていただきます。

当該工事におけるチェック体制につきましては、毎週白井消防署及び印西消防署におきまして、発注者、工事監理者、施工者で会議が行われています。会議の中では、全ての工程において逐次契約業者から報告を受け、その都度協議または現場立ち会いをしております。また、工事監理委託業者が工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりに実施されているか確認し、厳正、的確に進めているところでございます。

2点目の消防組合も将来にわたり、署の改修工事、車両の維持管理、救急救命の高度化等で財政の増がますます考えられますが、構成市の白井市の財政状況も厳しい状況下にあります。今年度の予算編成、構成市と協議の際、どのようなことが課題となったのでしょうかというところなのですけれども、構成市に対する平成30年度当初予算の説明については、当初予算の基本的なベースとなる各所属の歳入歳出予算見積書を構成市に提出し、構成市財政消防担当課長会議を開催し説明を行っております。構成市からは、各予算項目に対する質疑を通して、構成市の財政状況への理解と予算の縮減に対する取り組みを強く要望されております。当組合といたしましても、予算編成に当たり事業計画の見直しを図るなど、対応しているところでございます。

私からは以上です。

○議長（近藤瑞枝） 予防課長。

○予防課長（中嶋 稔） 予防課長の中嶋でございます。

私からは、3点目の予算書9ページ中ほどにあります消防手数料の中の危険物規制事務関係手数料について、減額の理由と現況についてお答えをさせていただきます。

平成23年に発生した東日本大震災以降、停電対策によるバックアップ用の非常用発電設備や発電設備に伴う地下タンクの整備による設置や変更の許可が増加いたしました。これに伴い年々計画が進みまして、徐々に申請件数は減少傾向にあるため、一般取扱所に当たる非常用発電設備及び地下タンク貯蔵所の申請数を減らして、平成30年度の歳入予算を減額としたものでございます。

なお、現在の現況ということでございますが、今年度12月31日現在の手数料収入額は127万50円で、当初予算額に対して84.3%の歳入を確認しているところでございます。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 警防課長。

○警防課長（石井幸夫） 私からは、4点目、5点目を答えさせていただきます。

なお、平成30年度印西地区消防組一般会計予算、歳入9ページ、3款1項1目1節消防費国庫補助金

について、化学消防自動車と支援車に対する国庫補助金は決定なのかということについてお答えいたします。

まだ決定はしておりません。補助申請の流れといたしましては、1月に要望書を提出いたしまして、4月上旬に補助金交付申請書を提出、その後に補助金交付決定書が交付された時点で補助確定となります。

5点目、平成30年度印西地区消防組合一般会計予算、歳出16ページ、3款1項1目19節ちば消防共同指令センター部分更新事業負担金について、指令センター部分更新事業負担金は、事業期間が現時点で2年とされていますが、今後の見通しについてということでございますが、今後につきましては、ちば消防共同指令センター機器更新計画の中で、今後全体更新時期、部分的な機器の更新及び修繕の実施が計画されております。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 竹内議員。

○9番（竹内陽子） それでは、2回目の質問をいたします。

一番最初のところなのですが、消防署というのは防災拠点ということで、ですからその審議資料の中で、耐震化、長寿命化、防災拠点と、こういう機能も、そういうことが書いてあると思うのです。お答えのほうは、工事の監理委託業者、そういう業者と確認し厳正に的確に進めていると、そういう答弁です。白井のことを言って恐縮なのですが、実は庁舎整備の中で新庁舎ができて、旧庁舎が間もなくできるところです。減築、改修ということで整備が進んだのですが、ここに市長である管理者もいらっしゃいますけれども、どういうことが起きたかといいますと、頑丈な旧庁舎も、いざ中をきれいにしたところ、小ばりのたわみが59カ所、亀裂が1.5キロ、これが目視の中でわかったわけです。それによって増額が約2,000万近くなりました。思わぬことだったというふうに思います。絶対ということはないわけですし、頑丈だから大丈夫ということもないわけですし、たまたま新耐震のその前につくられたものですから、基準は今のものよりぐっと劣っていたと思いますけれども、目視によってそういうことが出てきたわけです。そうしますと、白井消防署の場合には、やっぱりこれは新耐震前だったというふうに思います。でも、もう今工事終わっていますから、その途中でどういうふうにしてきたのか。

それから、今後、新耐震であっても、先ほど全協のときに工事のときの点検は目視ですかと言ったら目視だ、こういうふうにおっしゃったわけですが、新耐震だから絶対これも大丈夫だということはないわけですし、やはり今どういうことが起きているかという、この千葉ニュータウンは大体昭和54年から7年ごろに入居している方が多いわけです。大規模修繕でどういうことをしているかといいますと、目視だけではなく、今非破壊という、要するにエックス線を利用して中まできちんと見ると。そして、大規模修繕を計画しているわけです。そういうきちんとしたことをしていけないと、これから国のほうはどういう大きな自然災害が起こるかかわからないというときに、この消防署は防災拠点ということを行っているわけですから、ですからやはりここに厳正に的確に進めているという、そういう上辺のような話ではなく、実際そういうところをどういうふうに確認しているか。後で追加予算なんてならぬように、そういうところをどういうふうにきちんと見ていらっしゃるか、チェック体制ですね、そこをお尋ねしたいと思います。

2点目です。消防に関するニュースというのは、私、新聞を気にして見ているのですが、この1月だけでも5件ぐらいあります。きのうもあります。きのう、1月30日、22日もいろいろなことが、この

消防に関して新聞に出ているわけです。そういう中で今スマホでというような、救急救命が救急車の中でスマホでどこの病院がとキャッチできるような、そういう体制も考えようと言っているのですが、千葉県下31消防本部のうちこれができるのが8本部、これを全県下に進めていきたいということですが、これもお金がかかる話ですけれども、やはり迅速な救急体制をやるにはそういうことも考えていかなければならない。ましてや昨年9月に救急患者たらい回し、こういうことを防ぎ、こういうようなことも出ていると、救急の業務としては一刻も早くそういうことをやっつけていこうという中で、これもやはりお金がかかると。ここで私が何を言いたいかというと、業務の中で計画していても、国や県、あるいは現場からの声で思わぬことで変えていこうという中に予算化されていくこともあるのではないかなというように感じます。ですから、そういったことも含めて、予算のすり合わせというのはどういうところを、人件費のこと先ほど言いましたけれども、それも含めて、どういうところに着眼して予算の話合いをしていったかということをもうちょっと詳しくお知らせいただきたいと思います。

次は、予算書の中からです。9ページのこの手数料、先ほど議案の3で聞いて、ここで2回目聞きましたから、これは結構です。ありがとうございます。

同じく9ページ、化学消防ポンプ自動車と支援車、これが国庫補助金はまだこれは決まっていらないのだということなのですが、歳出のほうを見ますと、もうそれぞれ各車の金額出ているわけ。これは入札しなければわからないわけで、国の補助金がここに明記されているのですが、これもまだわからないというときに、これはだろかなのですか。どういうところからこういう数字が出てきているのか。組合としては余り期待もしてはいけないうし、この辺の金額計上してあるというのが、私よくわからないのですけれども、その根拠というのを教えてください。

それから、16ページです。これは指令センターに負担金払っていますけれども、ちょっと電話で内容を聞いたら部分更新事業というのです。何か機械を変えていく。これが2年間にわたって交換していくのだということを伺いましたけれども、この機械も年々進歩していく、あるいは故障も出てくる。やっぱりこれもう一年機械を変えていかなければならない。これも2年というふうに考えられているのですけれども、これはそういうような考え方でよろしいのでしょうか。やっぱりこういうところこそ余裕を持っておかないと、先ほど予算計上するときにはかなり余裕を持ったから、今年度の補正のところで減額、減額、減額とこうなってきたようでは、先に進むのに当たって、こういうところの予算計上というのがどういうふうになっているのでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（近藤瑞枝） 警防課長。

○警防課長（石井幸夫） まず、国庫補助金のことについて、私からお答えいたします。

国庫補助金の金額につきましては、まずその車両ごとに基準額というのが決まっております。それに伴いまして、その基準額の2分の1とかいうのを申請して、決定か決定でないかという通知を受けるということでございます。ですから、今回の車は、化学消防自動車の基準額と支援車の基準額をもとに国のほうに申請するわけでございます。

それから、指令センターのことですが、指令センターも実は議員も研修に行っていた経緯がございますが、モデル事業として25年に始まりましたことによって、国でもこの規模のものがまだ幾つもないわけです。ですから、先ほど申し上げたとおり、修繕計画というのは、更新計画というのとはでき

ておりますが、メーカーとも話し合った中で、例えばメーカーであれば3年もつところを5年もたせるものもあるだろうというのも含めまして今検討している中で、とりあえずもう5年がたつので、ここで更新しましょうということをご示したということをご理解ください。

ちなみに、30年度、31年度ということですが、30年度の上半期に入札をいたしまして契約をいたします。それから、メーカーを交えまして設計をいたしまして、31年度に実施をして終了すると。これも一応予定でございますので、まず30年度にはすぐ交換できるもの、例えば停電になったときにそのパソコンが、指令台が停電になったときにバックアップとして電池があるのですね。その電池は、通常であれば必ず一定交換できるものでありますから、そういうように交換できるものは前もって30年度に交換しましょうと。しかしながら、交換できないもの、今現に動いているものを停止させて交換しなければならないと。例えばパソコンでありますと、冷やすのにファンが回っております。通常の業務であれば5時15分から次の朝までは使えませんが、ご承知のとおり365日24時間パソコンが動いていることでございますので、その辺も含めまして、早目に変えるものは安定稼働を重視して変えましょうということでご計画の中で示して、この部分更新の部分が出てきたということで予算計上したものでございます。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 次長。

○消防本部次長（浅野富夫） それでは、庁舎関係についてご説明させていただきます。

庁舎につきましてなのですが、まず組合議員皆様にも過去に資料を配付しているかと思うのですが、消防組合の施設等の総合管理計画というものがございます。この計画、そのときにご説明したかと思うのですが、消防庁舎もかなり老朽化が進んでいるということで、計画的に長期的に計画をしていくのだよということで、先ほど午前中に全員協議会で、過去に白井消防署の報告の中で議員からご指摘がございました目視なのかというようなところですけれども、当然設計の中でコア等を抜いて調査をしているということで説明はさせていただいたのですが、これよりもまた先に庁舎につきましては、これまでも調査をしまして、計画的に耐震、この辺も調査をしまして、不同沈下、変なふう沈下、沈んでいないかとか、いろいろなやはり調査をさせていただきます。そういうことをこれまでもチェックとしてしてきたところでございます。

以上でございます。

○議長（近藤瑞枝） 総務課長。

○総務課長（豊田徳之） 私から、残りの予算編成についてなのですが、まず構成市のほうともいろいろ協議しながら縮減ということもありましたとおり、そういうところに対応させていただいてきているところではございます。また、消防予算の特徴としましては、やはり人件費であるとか扶助費、公債費といった義務的経費が大半を占めているのが、まずは現状です。そんな中で施設等の維持、これは庁舎、車両、装備品等も含めてなのですが、そういったものの配備等について計画を見直しさせていただいたりとか、まだこの機械はもつのではないかとか、そういうのを調べさせていただいて、計画を先延ばしするなどして予算の削減、そういうものに充てさせていただいているところではございます。

以上でございます。

○議長（近藤瑞枝） 竹内議員。

○9番（竹内陽子） ちょっと答弁漏れがありますね。

○議長（近藤瑞枝） 指摘してください。

○9番（竹内陽子） 先ほどの9ページのところです。国庫補助金のところで、基準によって、あるからこの金額を計上した。でも、その先を私言いました。歳出のほうでも車両の金額決まって、これ入札によって決まるのですよね。そうするとどうなるのですか。そこのところの答弁ありませんよ。

○議長（近藤瑞枝） 警防課長。

○警防課長（石井幸夫） 入札をやっていないのに金額が決まるのかというお話ですが、あくまでも車をつくるに当たって総額が幾らというのがあります。それに対して化学消防ポンプ自動車は、この金額です。支援車というのをつくるのに、例えば3,000万があったとすれば、その3,000万のうち全部は補助しませんよ。1,500万円補助しましょう。それが基準額です。ですから、1,500万円より下がる車はつくれませんが、それ以上かかるものについては1,500万円までは補助しましょうという基準額でございますので、入札をしようが、そこで決定するものではなくて、予算の中の車の中の金額の2分の1というのを決めるのに、その基準額というのを、車をつくるのに基準額というのを決めて、その2分の1を出しましょうということでございます。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 竹内議員。

○9番（竹内陽子） では、今のところから3回目の質問ですね。

○議長（近藤瑞枝） 先ほどのは答弁漏れを指摘されたものですので、これが3回目ということで。

○9番（竹内陽子） 今のところを伺います。どうもじっくりこないのですけれども、その基準があるのはわかりました。なぜこれをしつこく聞くかといいますと、前の議会だったかな、その前か、救急車、これが3,000万円だったものが2,500万になった。それは中の設備というのですか、そういうものが前のものを利用したから、安くなったから3,000万で計上したけれども、2,500万で済んだのだよ、こういう経緯があったわけですよね。ですから、これからこの車両を購入するわけですけれども、そういうようなことが今後あるときに、基準がある、基準があると言いますね。その辺がよくわからないのですね、何をもって基準なのかというのが。国のほうの基準というのが、何に対して基準なのかという。購入するのは、金額変わってくる形。基準、基準と言うけれども、どういうふうになっているのかという、そこを聞いているのですね。だから、申請するときには、化学消防ポンプ自動車、これに対する補助金というのはもう決まっているのですか、幾らであろうと。艤装によって変わってきますよね、金額。これが9,000万になろうと8,000万であろうと、この国の基準という、これはもう変わらないのですか。そこをちょっとお知らせください。

それから、次の5番目のところ行きます。これも今コンピューターを取りかえる云々という話がありましたけれども、ですから交代しながら機器を取りかえていくということなのですが、万々が一、それが2年で完全に済むかといったら、確信を持ってそれで終わるということ、組合のほうは思っていらっしゃるのですか。そこのところが、そういう考え方でいいのかなというふうに思うのです。思わぬ予算オーバーというのが出てくるのが、多分にこれからあると思うのです。ですから、そこのところはどういうふうな組合として受け取り方をしている。2年間の中でそれで済む話なのかなということをお心配をして質問を

させていただいた。部分更新事業ですから。絶対これで済むということなのかどうかというのはちょっと疑問なので、その辺は余裕を持たないのかというところ、逆に伺いたいところ。

それから、議案書のほうに移ります。次長からしっかり点検をしているというようなことなのですが、それは結構なことだというふうに思うのですが、ただ目視の中でやったわけですから中のことは、人間も年をとると中身がぼろぼろになってくる。それと同じように建物もなっていく。それが同様に白井の庁舎もそういう形になってしまったと、残念ながら。ですから、やっぱり慎重に慎重を重ねて躯体を調べておくということが、防災拠点として絶対に必要なことではないかなという心配もしながらお尋ねしているわけですが、そこのところを再度、そういう心配なく絶対これで、管理、監督をしてもらっているから、監理委託の中での確に捉えていますよということだけで大丈夫なのかどうかということですね。

それから、2番目の予算に関することなのですが、先ほど新聞のほうにいろいろな新しい体制とか、機器を使って救急救命に早く対応しようというようなことが出ている中で、義務的経費も上がるけれども、さらにこういった付随する機器の高騰も考えられてくることで、やはりその辺をこれからの消防という、よりよい消防体制というのに当たって、そういう深読みをしながら予算も考えていくということをお私に思うわけですが、そういう中ですり合わせをやっていったときに各構成市はどういうふうに考えているか。管理者ここにいらっしゃいますから、そういう予算化について、この消防の予算のあり方というのはどういうふうに考えていらっしゃるか、お聞きしたいと思います。

○議長（近藤瑞枝） 消防長。

○消防長（須藤達也） 今順番があれでしたけれども、まず国庫補助金については、その車両ごとに基準額が国で定められております。ですから、それを上限として、今回の緊急消防援助隊に登録する車両については、その金額の2分の1ということで補助していただけると。国では緊急援助隊登録車両を6,000台までふやそうということで今働きかけが行われておりますので、私どもも補助をしていただけるものという仮定で今回申請をさせていただくという形で、4月以降に決定が来たら、また速やかにその作業に移ろうということでもあります。

それから、指令センターの部分更新2年で終わるのかという話でしたが、今回私どもに知らされている部分については、2年で全て終了するというふうには聞いております。そのほかにも毎年負担金として修繕料を含めたものを支出しておりますので、そのほかの部分についてはその中で対処できるものと判断しております。

続いて、庁舎の耐震化、長寿命化についてですが、それにつきましても設計の段階から部分的にコアを抜いたり、さっき次長からも説明させていただきましたが、不同沈下の問題や、その他いろいろな調査をさせていただいて設計をしていただきました。その部分で内装を剥がした段階でクラックが入っていたとか、そういう部分一部出てきましたが、それについても全て対応させていただいたというのが、今回の白井消防署の現状です。それにつきましても多少の設計変更しながら、その工事費内でおさめるという形で今現在進んでおりますので、今後の印西市消防署についてもそのような対応でいけると思っております。

続いて、財政状況が厳しい中での救急のICTの活用かなと思うのですが、その辺もやはり県内

でもさっき8本部と言われていましたけれども、8本部やられているのは事実でありますし、今現在研究されているところもあります。救急出動、昨年も百八十数件ですか増加して、また今年も、今現在も既に増加傾向にあるというのが目に見えてきておりますので、救急車の適正利用を推進するのは当然のことではありますが、その時間短縮やそのほか収容先病院への対応など、ICT活用できるものであれば活用していくという方法もやっぱり視野に入れていかなければならないとは思っております。

予算化のほうですが、予算についても構成市のほうには、先ほど総務課長から説明のあったとおり、担当者への説明、それから担当課長会議、正副管理者会議ということで、計画、予算、全て説明をさせていただいて、財政推計なども構成市にはお示しをさせていただいている中で、その中でやはり変更点があれば、毎年のように車両更新を見直す、また維持管理の面でも見直すというような形もとらせていただいているところでありますので、その新しい技術が入った部分、またその予算の縮減方策をとって、構成市の理解を得ながらまた進めていきたいと思っておりますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（近藤瑞枝） 答弁漏れですか。

竹内議員。

○9番（竹内陽子） 今消防長、最後の説明よくわかったのですが、私がやっぱりお聞きしたかったのは、管理者であり構成市の市長でもある、そういう立場にいらっしゃる方が、いやが応でもこの消防費というのはなかなか削るところがないと。だけれども、構成市は苦しい。そういう中で両方の立場でいらっしゃる、その管理者に今回この予算というものをどういうふうに見ていくかということをごちょっとお聞きしたいと思ったのです。そこが答弁漏れでした。

○議長（近藤瑞枝） 管理者。

○管理者（伊澤史夫） お答えいたします。

構成市2市でございますが、それぞれ財政力も違いますし、それぞれのまちづくりの方針も違うと思います。そのような中でこの組合が、構成市がそれぞれ負担できるような組合構成の中で、そしてその予算の中で最大限消防力が発揮できるような組織ですね、そのようなものをお互いに目指して、最少の経費で最大の効果が上がるような、そういう組合であってほしいということで、我々もいろいろこの組合を運営しながら検討しているわけでございまして、持続可能な組合ができるよう、これからも印西市とともども努力をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 以上で竹内陽子議員の質疑を終わります。

ここで休憩したいと思います。2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時15分

○議長（近藤瑞枝） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

5番、岩崎成子議員の発言を許します。

5番、岩崎成子議員。

○5番（岩崎成子） 皆様、こんにちは。議席ナンバー5番の岩崎成子でございます。それでは、私は2点、大きい項目で質問させていただきます。

まず、1点目なのですが、平成30年の印西地区消防組合の一般会計予算についてお聞きいたします。ここに書いてありますとおり、歳出14ページ、1日常備消防費としまして、13節委託料、消防庁舎基本設計等業務委託料1,525万9,000円の内容について、先ほど少し説明ありましたが、もう少し詳細なる説明を求めます。

2点目といたしまして、平成30年度印西地区消防組合一般会計予算、同じですけれども、18節備品購入費ですね、その中で化学消防ポンプ自動車の内容について、配備場所等、詳細にお聞きいたします。

それから、支援車の内容についてですが、こちらも配備場所等、詳細について伺います。

最後になりますけれども、小型動力ポンプ付水槽車の内容について、こちらも配備場所等、詳細についてをお伺いいたします。

執行部の皆様の簡潔明瞭な答弁を求めます。

○議長（近藤瑞枝） 総務課長。

○総務課長（豊田徳之） それでは、私からは、13節委託料について、消防庁舎基本設計等業務委託料1,525万9,000円の内容についてお答えさせていただきます。

印西地区消防組合施設等総合管理計画及び第6次実施計画に基づき、平成31年度に印旛消防署庁舎の修繕工事が予定されています。非常用発電設備の設置工事を含み、この設計委託料として1,525万9,000円を計上いたしました。内訳といたしましては、庁舎のほうが耐震改修に係る調査及び設計を含みまして1,448万1,000円、発電設備に係る設計の部分が77万8,000円でございます。

以上でございます。

○議長（近藤瑞枝） 警防課長。

○警防課長（石井幸夫） 私から18節の備品購入費についてご説明申し上げます。

本3台の車でございますが、現行の車を名前を変更する、車種を変更するという形で、全て更新という形になります。

なお、化学消防ポンプ自動車については、牧の原水槽車、これを化学消防ポンプ自動車として更新整備し、牧の原消防署に配備します。このことにより当組合の化学消防ポンプ自動車の充足率、現行は50%ということですが、2台にすることによって充足率も100%に上がるということになります。

続いて、支援車でございますが、これも緊急、既に緊急援助隊に登録してございますマイクロバスなのですが、これを本来の緊急援助隊に登録している目的である支援車として更新整備して、消防本部に配備するものでございます。

もう一車両でございますが、小型動力ポンプ付水槽車として、現在同様の5,000リットルの水を積載した給水車として更新整備し、これも牧の原消防署に配備します。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 岩崎成子議員。

○5番（岩崎成子） 1点目は印旛署庁舎で更新という形なのですが、よく内容的にはわかりました。

先ほどの説明で化学消防ポンプですか、2台ということで充足率100%ということで安心したところでございます。消防のほう、皆様の市民のための安心、安全ということなので、十二分にその辺のところを傾聴しながら、しっかり対応できるような政策を行っていただきたい、そのように思っております、私はこの一問で十分理解できましたので終わりたいと思います。

○議長（近藤瑞枝） 以上で岩崎成子議員の質疑を終わります。

ほかに本議案に係る質疑はございませんでしょうか。

7番、山田喜代子議員。

○7番（山田喜代子） それでは、何点か質問します。議案書の5-3です。（3）の歳出予算の状況、この人件費です。この人件費の中で職員262人、7人の増加という説明がありました。7人増加して262人ということで、これは充足率はどのぐらいしているのか。この7人の配置先ですね、そのことをお伺いします。

それと、職員の転勤、毎年あると思いますけれども、その配置がえですか、それ年度、何年いたらここに回すという、そういう基準というか目安みたいなものがあれば伺いたいと思います。また、あわせてその理由ですね、伺います。

それと、同じ議案の5-6、これ下のほうで主な取り組みというところがあります。このところで救急・救助体制の充実強化、救急救命士の養成、先ほどの説明の中で救命士1名というようにおっしゃいました。この207万円というのは、要するに救急救命士を養成するのにこれだけかかるという、その費用の内訳といいますか、ちょっとその辺のどう養成していくのかについて伺いたいと思います。

それと、済みません。ちょっと戻ってしまうのですけれども、先ほどの5-3のところです。扶助費で児童手当の支給対象、これ児童数の減少によるということで、お子さん持っていらっしゃる、そのお子さんの減少というけれども、この対象人数というのはどのぐらいの人数なのか、それもあわせて伺いたいと思います。

それと、予算書の24ページ、定年退職及び勸奨退職に係る退職手当とあります。そこでその他の加算措置等で定年前早期退職等とあります。これは特例措置で2%から45%の加算があります。この予定者はいるのかどうか。その予定者の人数と、早期退職によって、ほかの消防、要するに職員にどのような影響があるのか、その点伺いたいと思います。

それと、先ほど言った救急救命士のことで、12ページ一番下に国家試験の受験手数料5万円とあります。これ1人分だと思いますけれども、この救急救命士はたくさんいらしたほうがいいので、これ予算が許せばもっと養成するという考えなのか、その点について伺います。

○議長（近藤瑞枝） 総務課長。

○総務課長（豊田徳之） 現在7点ほど質疑があったかと思いますが、ちょっと順番逆になるかもしれませんがけれども、まず1点目、審議資料のほうの職員数の関係からよろしいでしょうか。

○7番（山田喜代子） はい。

○総務課長（豊田徳之） 職員数の関係なのですけれども、先ほどの説明では再任用職員、これも含めて7名の増というふうに答弁させていただきましたが、再任用職員を別に考えさせていただいて、正規職員という形になりますと来年度8名の増となります。8名の増の配置先なのですけれども、本部職員として2

名。ただし、これは総務課であるとか予防課であるとか、事務職員ではなく指揮指令、現場隊として2名を増員させるという形になります。

それと、牧の原消防署が3名の増員、これも今後乗りかえ運用を開始するに当たり人員を増加させているものです。

次に、印旛消防署が2名の増員となります。印旛消防署に関しては、全員協議会の席でも説明させていただいたかと思えますけれども、救助隊の配置がえを考えておりますので、そのための増員となります。

それと、白井消防署のほうに1名、これで合計、来年度8名の職員が増員されるという形で配置先という形になります。

次、2点目の異動の対象というところでしたけれども、明確な基準というものはつくっておりませんけれども、昇任であるとか昇格された者をまず異動対象とは考えております。それと、若手職員ですね、入って何年もしない若手職員に関しては、ある程度早い段階でいろいろな消防署を経験していただくかと思っていますので、なるべく早い目安で異動させているような形で、今考えております。

救急救命士に関して1名養成というところで、負担金に関しては、救急救命士養成するために東京の研修所というところに入校するわけなのですけれども、そこに入校して救急救命士になる資格を取るための勉強してくるわけなのですけれども、その入校のための費用というところになります。

それと、予算があれば1名以上というふうなお話も出たかと思えますけれども、やはり受け入れ先の人数というところに制限がございます。そこに目標として全国から希望して行くわけで、その中で精査していただいておりますので、1名というところをまずは予定させていただいておりますのでございます。

あと、定年前の退職というところがございますかと思えますけれども、現時点で今年度であるとか予定というところはございません。過去には早期退職された職員もおりますけれども、今時点で来年度という予定はございません。

もし早期退職した場合にほかの職員にどんな影響が出るのかというようなことがあったかと思えますけれども、早期退職の場合には5月までに申請制度をとっておりますので、次の年の採用で調整できるような形で進むかと思えます。

あと、扶助費、児童手当の対象人数なのですけれども、申しわけございません。今ここに数字持っておりませんので、後ほどお答えさせていただければと思います。

申しわけありません。一番最初の人員増の関係で充足率のお話があったかと思えます。今回ここで正規職員のほうで8名増員されるということで、職員の充足率としては93.9%というところになります。

最後に、国家試験手数料の関係であったかと思いましたが、先ほどの救命士の養成のところでお話したとおりで1名、枠というところと、また向こうの受け入れ先の関係もあって1名ということを用意させていただいております。

以上でございます。

○議長（近藤瑞枝） 山田議員。

○7番（山田喜代子） では、次に再質問します。

充足率が93.9%ということで、毎年上がっていることがわかりました。これで現場に出る方、ベテランとか若い人、いろいろな年齢層があると思えますけれども、年齢構成というのは、今現在上がっているの

か、それとも平準化されているのか。その現状がおわかりでしたら、お伺いしたいと思います。

それと、職員の転勤の目安、これ早い段階でとかいろいろとおっしゃいますけれども、具体的な年数ですね、例えば若い人が2年置きにあちこちの現場を歩くとか、その点について何年かということをも具体的に、もし数字を押さえているのであればお伺いしたいと思います。

それと、定年前の早期退職、今年度は予算に入っていないということなのですが、実際には出てこられるかもしれません。そのときにはもう次の年にはちゃんと採用するので、それは影響ないということで、早期退職された方は必ずその分ちゃんと補充されているということなのではないでしょうか、されるという予算になっているのか、その点伺いたいと思います。

○議長（近藤瑞枝） 総務課長。

○総務課長（豊田徳之） 済みません。私から、まず年齢構成の話があったかと思います。当組合のほうで今現在職員として採用されている人間の中で、18歳から60歳までというところがおるわけなのですけれども、例えばこれを5年スパンという考え方でよろしいでしょうか。

○7番（山田喜代子） はい。

○総務課長（豊田徳之） そうしますと、今現在40歳から44歳という枠のところは56名というところで、かなり人数がいるのですが、そのほかに関しては大体20から30名程度の枠の中で、その5年のスパンに入っているというところなんです。また、一時的に人数がふえている部分というのがございますが、やはりここまで印西地区消防組合というところで組織が大きくなっていく段階で、署がふえたであるとか、そういう時期がございましたので、そのときにその分の人員を採用しておりますので、部分的に枠としてはふえている部分があるというところがございます。

また、異動に関してなのなのですが、確実に1年であるとか2年だとか、そういった数字の定めというところはございません。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 続けてください。総務課長。

○総務課長（豊田徳之） 済みません。早期退職の関係で補充されているのかという形だったのですが、やめた分に関して採用に間に合うような形で、事前にわかっている分に関しては、その分も補充させていただいております。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 山田議員。

○7番（山田喜代子） 間に合ったら補充するというので、大体今まで間に合っているのかどうか。ちょっとその辺のこと確認したいと思います。

それと、人事の問題で5年スパンということで、40歳から44歳が56名ということで一時的な枠はふえているというふうにおっしゃいましたけれども、組合として年齢構成は、何歳代は何人いるという、そういう理想といいますか目標というか、そういうのは組合としてあるのでしょうか。余り若過ぎても、ベテランがいなくて指導もできませんし、ベテランばかりだとなかなか次の人が育たないというのがありますから、その点、組合として年齢構成の理想というか目標というか基準というのか、その辺わかりませんが、あるのかどうか伺いたいと思います。

それと、異動の定めはないと言いますけれども、その一人一人の職員の状況を見て判断するのでしょうか、今までから言って大体何年ごとに異動されて、それがその職員の希望に沿っているのかどうかについて伺いたいと思います。

○議長（近藤瑞枝） 消防長。

○消防長（須藤達也） 年齢の構成ということですが、本来であれば全て平均したものがいいという形になるかと思いますが、やはりその時期に消防署が開署したりという部分で、一時的にその年代が多くなってしまったというところがあります。今現在は毎年8人から9人とかというところで採用させていただいておりますので、できる限り今後平均化されるような方法を、方策ですか、をとっていかなければならないとは考えております。

また、人事異動に関しましては、5年以内に動かす、異動するというのを目標にしておりますが、本人の希望に沿えるかということ、全てが希望に沿えないという部分もあります。ただ、やはり中核となる3署、牧の原、印西西、白井という3署がどうしても中核の消防署となりますので、そこを若いうちに経験してもらおうとか、そういうことは考慮しながらやっておるところであります。

それと、あと消防本部の希望する職員が非常に少ないという部分もありますが、やはり適材適所という形で、そのような職員を消防本部で働いていただいているということもあります。消防本部から一線の署にまた行って仕事をしてもらおうということもありますが、その辺も5年を目安におおむね異動しているというのが実際の問題であります。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 総務課長。

○総務課長（豊田徳之） 済みません。私から先ほどこよっと答弁を延ばさせてもらった分なのですが、児童手当の関係をまず、職員数では103名、対象児童数というところで178名となります。また、採用に関して、ちょっと私の答弁があやふやだったかもしれませんけれども、早期退職という形でわかっている部分に関しては、その分の補充を含めた採用をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（近藤瑞枝） これで山田議員の質疑を終わります。

ほかに本議案に係る質疑はございませんでしょうか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（近藤瑞枝） では、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（近藤瑞枝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第5号 平成30年度印西地区消防組合一般会計予算についてを採決いたします。

議案第5号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤瑞枝） 起立全員です。

したがいまして、議案第5号につきましては原案のとおり可決されました。

◎一般質問

○議長（近藤瑞枝） 日程第10、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

なお、申し合わせにより一般質問の制限時間は60分となっておりますので、よろしくお願いいたします。

質問方法は、最初に1回目の質問を全てしてください。その後、再質問から一問一答となります。

では、9番、竹内陽子議員の発言を許します。

9番、竹内陽子議員。

○9番（竹内陽子） 改めまして一般質問をいたします。

質問事項1の1、1項目めなのですが、第3次消防職員定員適正化計画についてということです。その中で1点目、総務課の配置人員については、市町村消防の広域化や一部事務組合の再編等による合理化などを含め、今後の動向を踏まえて検討するとありますが、どのようなことが考えられているか、伺います。

2項目め、指揮指令課が独立するという事は、今後の消防体制の充実強化が図られるとありますが、現状と比べ高度化される点についてお伺いします。

3点目、職員の階級別年齢（年報119、平成28年度版）から考えていくと、5年後は45歳以上の職員の割合が多くなるであろうと考えられる点についてお伺いをします。

2項目め、救急体制について。1点目、年々増加する救急出動の問題点と対策をどのように考えているのか、お伺いします。

2点目、メディカルコントロール体制の強化は、どのように図られてきているのか、お伺いします。

3点目、超高齢社会に向け、防災福祉、救急対応はどのような進捗が図られているのか、お伺いします。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 総務課長。

○総務課長（豊田徳之） 私からは、質疑の1項目めの3点について回答させていただきます。

まず、1の1、第3次消防職員定員適正化計画について、（1）について、総務課の配置人員について、市町村消防の広域化や一部事務組合の再編等による合理化などを含め、今後の動向を踏まえて検討するについて、どのようなことが考えられているのかについてお答えいたします。

国、県では、消防の広域化について継続的に自主的な広域化を求めているところであり、第3次消防職員定員適正化計画につきましても、第2次消防職員定員適正化計画を踏襲するものであることから、ご質問のありました記載事項については修正をせず残したものでございます。

また、当消防組合におきまして、昨年11月に国が示した情報として、平成29年度末を期限としていた消防広域化に係る財政支援、いわゆる推進期間というところなのですが、これを延長する方向で検討しているということを確認いたしました。総務課配置人員の記載事項につきましては、総務課における事務量の増加を主として継続して検討すべき課題であるということから、こうした情報についても国や県の動向を踏まえ、消防力の充実を目指し検討していくものでございます。

2点目、指揮指令課が独立することは、今後の消防体制の充実強化が図られるとありますが、現状と比べ高度化される点についてお答えいたします。

第3次消防職員定員適正化計画に記載の高度化は、当消防組合に合った消防戦術の構築や災害現場での安全管理体制の充実強化についての説明でございます。近年の都市構造の大規模化、複雑化、住民ニーズの多様化などにより、消防を取り巻く環境は変化しております。これらの環境変化に的確に対応し、住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うしていく必要があることから、高度な災害対応の知識、技術など、部隊統制のとれた現場活動が求められています。指揮指令業務につきましては、平成29年4月1日から警防課に配置し運用しておりますが、平成31年度以降に独立した課として、当該業務を専門的に所掌することで、情報管理、部隊活動及び安全管理並びに指令業務に係る共同運用について、現場活動等のさらなる充実強化と業務の効率化を図ることが可能になるものでございます。

次に、3点目、職員の階級別年齢（年報119）から考えていくと、5年後は45歳以上の職員の割合が多くなるであろうと考える点についてお答えいたします。

年報119、平成28年度版、職員の階級別年齢中の40歳から45歳代の職員につきましては、平成29年4月1日現在56人、全体の約22%を占めております。この世代の職員につきましては、主に旧印西消防署ニュータウン出張所から現在の印西消防署への昇格と西白井消防署の開署に合わせ、必要な人員を確保するため採用した職員でございます。

また、この世代の職員につきましては、現在現場活動を初めとして当消防組合の消防業務の中核を担う存在でもあります。しかしながら、消防の業務はマンパワーで遂行することから、当消防組合といたしましては、この世代の職員を優秀な指導者として育成をしていくとともに、あわせて計画的な職員採用を図り、5年後、10年後を見据え、当消防組合の消防力の維持強化に努めてまいりてまいる所でございます。

私からは以上です。

○議長（近藤瑞枝） 警防課長。

○警防課長（石井幸夫） 私から、救急体制について、年々増加する救急出動の問題点と対策をどのように考えているかについてお答えいたします。

年々増加する救急出動につきましては、問題点として直近救急隊の不在による現場到着時間及び救急活動の時間の延長、直近医療機関の受け入れ困難が考えられます。当組合の対策といたしましては、救命講習会、消防訓練時において救急車の適正利用について説明を継続して行い、構成市、介護施設並びに医療機関との連携を図り、救急医療情報シート、定員搬送依頼書を活用し、現場滞在時間の短縮を図るよう努めております。

また、今後人員配置が整った時点におきまして、消防署に待機している救急車が全て出動中となった場合には、非常用救急車の乗りかえ運用を行う予定でございます。

2の2、救急体制について、メディカルコントロール体制の強化はどのように図られてきているのかについてお答えいたします。

平成15年の印旛地域救急業務メディカルコントロール協議会設立から、メディカルコントロール体制の強化につきましては、日本医科大学千葉北総病院と成田赤十字病院の2病院、検証医3名の指示、指導、助言等検証のもと、ガイドラインに沿った救急活動、プロトコルの変更を重ね、緊急度、重症度、患者に

対する判断能力及び処置の向上を図り、救急活動における質の保持と担保を強化しているところでございます。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 続けてください。

○警防課長（石井幸夫） 失礼しました。2の3、救急体制について、超高齢化社会に向け、防災福祉、救急対応はどのような進捗が図られているのかについてお答えいたします。

超高齢化社会につきましては、構成市、介護施設並びに医療機関との情報共有を行い、救急医療情報シートを活用により、高齢者の実態把握、滞在時間の短縮を図っているところでございます。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 竹内陽子議員。

○9番（竹内陽子） それでは、再質問をいたします。

1項目めの1ですね。今お答えいただいたことはわかるのですが、広域化というこの協議会は、この組合でも平成28年8月からスタートして、29年3月13日でしたか、印西市は、広域化の意思がないことを発表して協議会を解散してから1年がたとうとしているわけです。このような経緯から、今の段階で広域化へ向けての協議は厳しさが考えられるというふうに私は思いますが、それでも広域化を計画の中に示してきた、その真意はどういうことですか。

○議長（近藤瑞枝） 総務課長。

○総務課長（豊田徳之） 消防の広域化については、消防組織法上にもうたわれている内容でありまして、国のほうも県を通して推進しているという状況がございます。また、その推進期間に関しましては、本来今年度で終了する予定であったものが、今国のほうはこれを延長させる方向で動いてございます。そういう状況下の中でありまして、当組合としてもそういった方向に動いた場合には対応していく可能性もあるというところから、この広域化についての、要は文言という部分残させていただいているものでございます。

以上でございます。

○議長（近藤瑞枝） 竹内議員。

○9番（竹内陽子） 広域化で財政支援をしていくという確認をしましたからということが言われていますね。財政支援をすることを確認していると、組合のほうとしては、この確認ということなのですけども、その確認の内容というのはどういうことですか。先ほど国の方向性はそういうのを示しているからおっしゃいました。だけれども、あえてこの計画書の中に確認をしているから。だったら、確認をして何をしようとしているのですか、詳細に説明をお願いします。

○議長（近藤瑞枝） 総務課長。

○総務課長（豊田徳之） 先ほども申しましたとおり、広域化に関しては、もう消防組織法という法律で、それが進められているというものが、まずは前提にあります。自主的な広域化というものを国のほうでは望んでおり、法改正なども行って、そういう条文が載せられたかと思えます。なかなか動きが見えなかったところで推進、これは消防庁長官が推進期間を定めてというところがございますが、そういうものが始まって、延長、延長で現在に至っているというところの中で、これをまた延長するという話は聞いており

ます。ただ、今具体的にどういう支援がされるとか、そういうものまでの話は、うちのほうで把握できるまでには至っておりません。また、今現在消防組合としてそういう計画があるのかと言われますと、そういう計画はございません。ただ、今後、国のほうの動きであるとか県の動きというものがどういう動きになるか、まだはっきり見えていない部分があります。ただ、動いた場合には、うちのほうとしても対応すべき課題というか、ことも発生するかとは思いますが、ここの広域化に関してなのですけども、そうした場合にはやはり対応していくべき問題が出るかと思えます。そのためには総務課という部署にそういう人員も必要になってくるかと思えますので、適正化計画の中ではそういう人員配置も考えさせていただきたいということで載せさせていただいている部分がございます。

以上でございます。

○議長（近藤瑞枝） 竹内議員。

○9番（竹内陽子） ということは、総務課の人員配置というのは、事務量の増加と継続して検討していく課題、それも課題も広いということがありますけれども、この中には広域化のことも入っているのかなというふうには、ちょっと今答弁の中から感じられるのですけれども、そういう意味も含めた、広域化も考えた上での人員配置というふうに、事務量がふえたというのは、そういうようなことも考えた人員配置と解釈していいのですか。

○議長（近藤瑞枝） 総務課長。

○総務課長（豊田徳之） ただいま申し上げましたとおり、現時点ではそういった計画がございませんので、人員配置としては今の現状の人員配置とはなっておりますけれども、今後そういうことに進むような事象が発生した場合には、やはり人間的にもそういう事務をやるだけの人員が必要になってきますので、そういった場合を含めて考えさせていただいた計画となっております。

以上でございます。

○議長（近藤瑞枝） 竹内議員。

○9番（竹内陽子） 今の答弁からだ、広域化の考えが全くないわけではないよという認識をしまして、これは終わらせていただきます。

次の2点目です。この件に関しましては、消防を取り巻く環境は既に大きく変わっているという答弁がありました。変わっているのです、本当に。先ほど予算のときにもいろいろ言いましたけれども、細かくあたり大きくあたり、いろいろ変わっています。その部隊統制のとれた現場活動というのが、今すぐにも求められるというふうに思うのですけれども、であればなぜこの体制を平成30年度からやらないのですか。そこはどういうお考えなのでしょうか。

○議長（近藤瑞枝） 総務課長。

○総務課長（豊田徳之） まず、30年度からなぜやらないのかというところなのですけども、現状では独立させるための人員確保ができておりません。ですから、第3次の定員適正化計画等でお示しさせていただいたとおり、順次人員を確保して課としての機能を持たせたい、そういう考えではおります。

以上でございます。

○議長（近藤瑞枝） 竹内議員。

○9番（竹内陽子） 人員確保はできていないけれども、業務のほうはハードになってくる。それは要する

に職員の間には無理が生じていることも確かなのですね。

○議長（近藤瑞枝） 次長。

○消防本部次長（浅野富夫） お答えいたします。

今総務課長から説明がございましたが、消防組合の人員、今年度で254人ということになっております。その中でやはり指揮指令の話をしてしておりますが、非常に、余剰という言い方はありませんけれども、いっぱいいっぱい、足りない、本当に不足するような状態で対応しておるところです。そのために再任用職員、こういうものを宛てがわさせていただいて、その勤務を補助しているというような状態でございます。話しましたとおり、段階的に今3次の定員適正化計画始めるところなのですけれども、どうしてもやはり一遍にふやすことはできませんので、そうした中で定年退職で退職されていく職員も例年おるわけです。その辺のバランスをしっかりと確認しながら対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長（近藤瑞枝） 竹内議員。

○9番（竹内陽子） そこは頑張っていたきたいというふうに思います。

それで、平成28年度版の年報119の消防本部の消防署事務分掌を見ますと、救急救助係は現在警防課に属しているのです。平成31年度からは、この救急救助係というのはどこへ所属していくのですか。

○議長（近藤瑞枝） 総務課長。

○総務課長（豊田徳之） 表の救急救助係に関しては、現状のまま警防課内という形になります。

以上でございます。

○議長（近藤瑞枝） 竹内議員。

○9番（竹内陽子） そうすると、この指揮指令課というところが、位置づけとして、今の段階で救急の警防課に行くのであれば、この指揮指令課というのは何を一番メインにして別枠にした課となるのですか。

○議長（近藤瑞枝） 総務課長。

○総務課長（豊田徳之） 警防課の事務分掌の中に指揮指令係というものが、現在あるかと思えます。その係を係ではなく課というふうに昇格させて、その係の持っていた事務分掌全て指揮指令課に移させていただこうかと思っています。指揮指令課の主な業務内容としては、現場活動となります。現場での出動隊でございますね。例えば火災であれば何隊も出ていくわけなのですけれども、そういった隊を指揮統制する、そういう隊となります。それが今指揮指令係ということで、警防課内の一係として置いてあるわけなのですけれども、実際指揮指令係というのは、現場活動、これをメインに行う隊となります。警防課というのは、そういう隊が現場活動を運営するための運営補助、こういうものを計画的にやる課となっております。ですから、要は現場隊といって各消防署と同じような現場隊となりますので、位置づけとしては、そういうふうに独立させた隊として、課として運用させていただいたほうが効率よく、そういう形で考えさせていただいて独立させたいということで計画しているところでございます。ですから、救急救助係という部分に関しては、先ほど申しましたとおり警防課の中にそのままある係でございます。

以上でございます。

○議長（近藤瑞枝） 竹内議員。

○9番（竹内陽子） ちょっと今イメージしているのですけれども、ある事故がありまして、火災も一緒に

なって、そうすると消防車も救急車も行きますね。そういうのを含めて指揮指令課が現場の指示をするということで、それで行くと、そういうふうにイメージしておいていいですね。それはわかりました。

では、次の3点目のほうに行きます。3点目のほうですね、これ割合という表現が正しく捉えていただけなかったのかなというふうにちょっと、書き方がまずかったかなと思うのですが、あと5年たつと45歳以上の人の、年齢の60までの人のパーセンテージが多くなるというふうに、私は表から捉えているのです。先ほど山田議員からも年齢構成のお話が出ましたけれども、そういうふうに思います。私としては、退職者の優秀な技能も大変大事だというふうに思っております。今再任用、再任用という言葉が自治体でもいろいろ言われているのですが、本当にその再任用の方がいろいろなノウハウを若い人につなげていくという、これが100%機能すれば本当にすばらしいと思うのですが、でもここの消防は、業務はマンパワーだと先ほども答弁ありましたけれども、やっぱり体力的に肉体的に力も必要とするわけです。そういうのを考えますと、若い人を育成していくというのはすごく時間もかかると思うのです。ですから、将来を見据えた若い人の計画的な採用、こういうものをどういうふうに考えているのかなというところをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（近藤瑞枝） 消防長。

○消防長（須藤達也） お答えをさせていただきます。

一時的に大量に採用した職員を平均化したらいいのではないかなというご意見かと思えます。当然理想的にはそういうような形になろうかと思いますが、どうしても偏った採用をした年は、それを補充するのにどうしてもそこに職員にも負担がかかる、新規の採用の職員を入れると、その人たちを1年間、2年間育成して一人前の職員とするには時間がかかるということもありますので、なかなか難しい問題はありますが、やはり今後の定年延長やそういうものを見据えながら、長い目で少し見ていかなければならない部分でありますので、その中には定年延長した場合には、60歳になったらやっぱりやめようと思っっている職員も中にはいると思います。体力的にももう現場活動はちょっと無理だよ。事務職をやるかという経験がないからちょっとできないよという方は、60歳で新たな道を求めて外の職場へ行かれる方も多分いるのではないかなというところからすると、今後その45歳以上の方が65歳の定年延長なった場合には、65歳までのそのスパンの中でやはり希望退職を募るなりで平均化するというのが理想ではないかと思われま

す。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 竹内議員。

○9番（竹内陽子） 消防長の今答弁もよくわかります。でも、何遍も言うようですが、この組合は業務はマンパワーでありますと、先ほど予算の中でも人件費がどんどん、どんどん上がっていく。でも、これはこの組合にとっては、その人件費とても大事だと、私は思っているのです。ほかのことは節約しても人件費のほうは上がっても、私はこれ仕方がないと思っている考えの人間です。ですから、将来262人配置、職員を持っていこうとしているのですけれども、標準枠というのはもっとあるはずなのですね、枠はもっとありますよね。ですから、この組合はマンパワーがすごいのだというような、それで救急体制もそんな長いこと待たせることもなく迅速に救急活動ができる、そういうような組合であってほしいと思うときには、私はこの計画的な採用をよく考えていく必要があるのではないかなということで、こういう質問をし

たわけです。ですから、やはり若い人の採用はもうちょっと、そういうところも考えながらやっていただけたらなと、これは意見にしておきます。

次、当組合の女性の職員の方9名というふうには伺っています。これ3.4%ですけれども、市川は5.6ぐらいで全国的にも多いというようなことを言われているのですけれども、この女性の救急救命士などがなぜいいかというのは、超高齢化、少子高齢化の中で心配りとか安心感とか、いろいろあると思うのですけれども、こういうこともいろいろ世間では言われていますけれども、こういうところでもうちょっと女性を、片や先ほどの中で出産でちょっとブランクがあったりして、そういうところの問題点もあるかもしれませんが、それはやはり必要なことでありますから、そういうことも含めながら、もう少し女性の職員の採用というのは考えていかなければいけないと思うのですが、そこらあたりはどのように考えていますか。

○議長（近藤瑞枝） 消防長。

○消防長（須藤達也） 女性職員の採用ということですが、国のほうでもやはり5%を目安に女性職員を採用というような方針も出ております。その中でもただし書きがございまして、300人未満の消防本部は当面3%を目標にというようなことで、うちのほうは一応3%を今クリアしておるのですね。やはり女性の心遣いとか、当然救急現場等ではおのずと半数は女性の傷病者、患者さんになりますので、その辺の対応は非常にすばらしいものがあると私も認識しております。その救急の面だけではなく、火災予防や警防活動にしても、進んでそっちの道に行きたいと希望する職員もおりますので、その辺のことも配慮しながら、今後もどのくらいまで引き上げるという目標は、私ども今現時点では定めておりませんが、ある程度女性職員も採用していきながら、この組織の活性化を図っていくというのがやっぱり正しい道なのかなと考えておりますので、採用に当たってもその辺は考慮していきたいと考えております。

○議長（近藤瑞枝） 竹内議員。

○9番（竹内陽子） その意向はわかりました。

それでは、2項目めの1点目についてお尋ねをしたいと思います。この救急出動の問題点というのは、先ほどもちょっとお話ししましたけれども、年々119番して現場に到着して、それから病院に行くまでのその間が30分、40分というのが、今平均的な時間と言われてはいますが、なぜそうなのかというところは私も認識しているところなのですが、軽微なものが約5割、そのうちのほとんど5割ぐらいがお年寄りだということで、0.5次救急ということで先ほどもエレベーターの中に張ってございましたけれども、7009と8000番、こういう利用してください。消防のほうでも一生懸命言っていますけれども、これはどのぐらいこの管内では利用されているのでしょうか。

○議長（近藤瑞枝） 警防課長。

○警防課長（石井幸夫） 警防課長の石井でございます。私からお答えいたします。

今議員からご質問がございましたエレベーターの中ポスターのお話でございますが、ちなみに千葉県の医療整備課という県庁の中のところで行っております救急安心電話相談ダイヤル、これは#7009番ということがございます。これは平日の18時から23時、日曜日、祝日は9時から23時ということと、厚生労働省の小児救急電話相談、これは#8000番、1歳から6歳まで、毎日19時、夜の7時から次の朝の6時までということで。もう一つ、最近はスマホという携帯電話をお持ちになっている方がふえてきたということで、

総務省消防庁のほうで全国版救急受診アプリQ助というものがございまして、これにより今のお子さんの状態とか家族の状態をアプリでやっていると、これは救急車呼んだほうがいいよというような判断をアプリケーションでやっていただけるというのもございます。そういうのも含めまして今普及を図っているところでございます。しかしながら、何件ぐらいということでございますが、うちのほうでは何件ぐらいということはデータを聞いてございませぬので、ここで何件というお答えは、申しわけございませぬが、できませんので済みませぬ。

○議長（近藤瑞枝） 竹内議員。

○9番（竹内陽子） エレベーターにも張ってあるぐらいですから、どのぐらい活用されているのかなというの、ちょっと追跡しておいてもいいのではないかなというふうに思いますけれども、それは後で数字を伺います。

それで、高齢者が多いということなものですから、構成市の高齢者福祉課とか地域包括の方の担当と、ある程度消防と課が密接に連携とらないといけないというふうに思っていますけれども、その辺はどんな協議をしていますか。

○議長（近藤瑞枝） 警防課長。

○警防課長（石井幸夫） 今言われたとおり高齢者に関することございまして、白井市も印西市も救急情報シート、キット、シートとキットが両方ございます。これについて、うちの職員と協議して、白井市においては12月から行われておりまして、私も市の高齢者福祉課の課長さんと担当者との近所の病院、うちの管内の病院と船橋、鎌ヶ谷市の病院を回りまして、こういう情報を共有したいということでお願いが上がってございます。ですから、早い情報を仕入れて患者様の情報を病院に伝えて、それで今後の患者さんの予後のことも踏まえて、救急出動の現場滞在時間、その情報シートの中には、そのかかりつけの病院だとかいろいろと書いてございます。それを有効活用して現場滞在時間を短くしたいと、今鋭意努力しているところでございます。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 竹内議員。

○9番（竹内陽子） 今課長が話されたのは、多分こういったシートですよ。

○警防課長（石井幸夫） はい。

○9番（竹内陽子） これも統一されていないのですよ。私が何かお話ししたら、組合のホームページに介護用シートなんていうのが、ぽんと翌日見たら載っていましたが、これだけでは住民の間で活用できないのです。タイトルまで書いてありますから、それは一般市民の方がそこまで書けないので、その一工夫はともかくとして。では、ここの問題の広がりの中でちょっと違う角度から質問させていただいたのですけれども、今救急体制の話ですから、全部出払ってしまった、全消防署救急車出払ってしまった、そのときの対応はどうなりますか。

○議長（近藤瑞枝） 警防課長。

○警防課長（石井幸夫） うちの7台ある救急車が全て同時に出動してしまったということでよろしいでしょうか。ちば消防共同指令センターの管内に入っている119番の電話で、もし入った場合には、まず隣接している直近の救急隊、最近、事例で言いますと平賀学園台、この辺で発生して、印旛の救急隊もしくは

牧の原の救急隊、本埜の救急隊が出動して、全ての救急車が出動しているということになりますと、20消防本部の共同指令センターですので、佐倉の酒々井消防署の救急隊がいるのであれば、そちらから出ていただけることになっております。

もう一点は、成田の近く、例えば印西市吉高とか、そちらであれば成田から出ていただけるということですが、まず近いところから出るということになります。しかしながら、まず発生する前に病院到着をしている救急隊に、指令係から残数あと2台になってしまったというところから電話をして、あと2台になってしまったので病院にいる隊は引き上げる準備をしてくださいと、ゼロ隊になった場合には直ちに引き上げてくださいと。まず、自分たちの救急隊をうまく活用できるという体制をとった後に、その間に発生した場合には近くから来ていただけることになります。

あとは、もう一点は、20消防本部の指令センターでない我孫子市、鎌ヶ谷市、柏市、船橋市、こちらは指令センターが違いますので、直近の救急隊が出ていただけるというのが連絡がいかないということになります。それはもしそっちで発生したよという、指令センターからこちらに入る場合は、指令係の判断で一番近い、船橋だったら船橋の消防本部に電話をいたしまして、こういう事案が発生しておりますので、救急の出動をお願いしますということでお願いするという形になっております。

それから、先ほど私から説明しましたけれども、直近ですので一番近い救急隊ということになりますので、ご理解ください。

○議長（近藤瑞枝） 竹内議員。

○9番（竹内陽子） 何か答弁長かったですけれども、あっちこっち、あっちこっちいくので、今頭がこんがらがっていますけれども、要するにこちらでできる最善の策をとって、全部出払ってもどこかに連絡がいくと、そういうことでよろしいですね。その中で緊急度の高い重症の患者が出た場合、ドクターヘリ、私も時々上見ますけれども、これもこの管内に来たとき、今現在そういう支障というのはないのでしょうか、着陸するところで。そういう話は出ていないのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（近藤瑞枝） 警防課長。

○警防課長（石井幸夫） 済みません。議員のおっしゃる支障というのはどのようなことを言うのでしょうか。例えば運動会がある、テントがあるとか、きょうは使えませんよという情報は、各消防署から来ています。しかしながら、使えないよという情報は来ていますが、飛んだときには、もうその情報を鑑みて救急隊がそのヘリポート以外を選定していますので支障はないと考えておりますが。

○議長（近藤瑞枝） 竹内議員。

○9番（竹内陽子） 支障がないのですね。ないのですね、今の段階では、管内でどうしてもドクターヘリ必要だというときは大丈夫なのですね。では、その認識をします。ということで、救急のときには万全が期されているということの解釈をしておきます。

それでは、次に超高齢化社会に向けた防災福祉、救急対応、こういったものがどういうふうに関われているかということでお答えをいただいたのですが、今ちょっとお見せしましたけれども、私がお見せするのもなんですけれども、こういったシート、キット使われているわけですね。私もいただきました、独居ですから。こういうシールを張って、冷蔵庫。こういういいものがいろいろ自治体で出ている割には、どのぐらいこれが手元に行っているのか。白井市は6%だそうです。印西市は14%。印西市は、26年

からもうこれ出しているのですけれども、実際に使われているのは14%。何のためのキットなのでしょうねと、私は思っているのですけれども。私もこれを張って入れてみようかというふうに、倒れてしまったらしようがないのですけれども、そんなふうに思っているのですけれども。では、逆に救急隊が緊急患者のところへ行ったときに、こういうものでどれだけの功を奏しているかというところの実態を伺いたいのです。

○議長（近藤瑞枝） 警防課長。

○警防課長（石井幸夫） 現在救急医療情報シート、介護施設用の活用は、1件でございます。救急医療キットの活用は、平成28年、印西市では3件、白井市では1件、平成29年では印西市で1件、情報シートの活用が白井市で11件報告されています。

なお、29年12月より白井市でも救急医療情報キットの本格運用が開始されているところでございますので、このような数字になっております。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 竹内議員。

○9番（竹内陽子） 何かとてもいいように思われているのが、そういう少ない数でしか利用されていないというのは、全く機能していないということですよ。では、この辺を伺います。こういうものが整備されているほうが、消防のほうはいいのですか、悪いのですか、ややこしいのですか、どうなのですか。

○議長（近藤瑞枝） 警防課長。

○警防課長（石井幸夫） 患者様を救急現場から早く病院に収容できるという情報が、そちらに記されておりますので、まして白井市と今度協議した中には、今まではほかの消防本部とかいろいろなところで話するときには、一回書いたら、それを更新しないそうです。ですから、5年前の症状と5年前のかかりつけの病院のところへ連絡しても、それは古いよという話で、また同じ、戻ってしまうのです。ですけれども、白井市の担当課でやっていただいているのは、今度は訪問介護で行っていただける人に、ある程度の時間が経過したら、その人の情報を見直していただいて更新していただくというところが、今回の私はすごくすばらしいところだと思っております。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 竹内議員。

○9番（竹内陽子） こういうものが正しく書けていれば、これは役立つものなのですね、消防のほうでは、そう解釈していいですね。であればですよ、消防から構成市に、せっかくこういうものがあるのだから、きちっとケアマネとか、それから福祉課のほうに、こういうものをちゃんと活用できるようにしていただいと、組合から申し出たっていいのではないですか。5年前のがありました。それで終わってしまったら意味がないと思います。やはりそういうものをお互いに改善し合って、よりよい救急活動ができるのではないかというふうに、私は思っております。その辺をどう考えますか。

○議長（近藤瑞枝） 警防課長。

○警防課長（石井幸夫） どのような前向きな姿勢があるのかということでございますが、当組合といたしましては、今年の1月より印西市の介護施設54施設と白井市の37施設の介護施設に対して、救急医療情報シートを活用をお願いしたいということで、白井市にあっては施設職員の方に集まっていただいて説明を

しました。施設担当の方から、きょう来ていない人にも説明したいのだけれどもということで、消防署で映像をつくりまして、それをDVDに焼きまして、その施設の方にお配りして全ての施設職員の方に見ていただけるというような努力をさせていただきます。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 竹内議員。

○9番（竹内陽子） その努力はわかりますけれども、人間の命なんて、きょう、あすわかりません。ですから、いつ何どき、どうあってもいいように、例えば個人的なことで恐縮ですけれども、今私がどこにいても、救急車を呼ぶような事態になってもいいようにお薬手帳持っています。それは多分救急隊の方にとって少しはプラスになるのではないかなというふうに思って、携帯をしております。ですから、何はともあれ、例えば私が倒れた。そうしたら、どこの病院だって、もう一タータ探すのではなく、私が向かってほしい病院はここ、お薬はこれというようなことを、やっぱり救急隊にとってもどうしたら早く対応できるかというところですね。もっと構成市の福祉課、地域包括支援センター等にどんどん言って、上辺ばかり超高齢化、サービスどうしましょうかなんていう話ではなく、こういった現場のところできちっとやっいていくというのが、私は大事ではないのかなというふうに思いまして、特に一番密着している、この救急活動の組合にはぜひ、お互いの問題でありますから、構成市に指導といったらちょっと表現がよくないですけれども、特に現場の方からそういうことを構成市のほうにお伝えいただいて、私の質問を終わります。

○議長（近藤瑞枝） 以上で竹内陽子議員の質問を終わります。

ここで休憩したいと思います。3時40分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時29分

再開 午後 3時40分

○議長（近藤瑞枝） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

7番、山田喜代子議員の発言を許します。

7番、山田喜代子議員。

○7番（山田喜代子） それでは、質問します。

1番、予防消防の推進について。

①、住宅用火災警報器の設置状況。

②、充実をどう図る考えか。

2番、要支援者への対応について。

①、現状の把握状況。

②、対応の状況。

③、課題への認識について。

3番、空き家対策について。

①、急増する空き家の現状把握。

②、対応の状況。

③、課題への認識。

④、どう解決する考えかについて。

3項目お伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（近藤瑞枝） 予防課長。

○予防課長（中嶋 稔） 予防課の中嶋でございます。予防関係について、1番と3番について、まずお答えをさせていただきます。

まず、大きな1番、予防消防の推進について、住宅用火災警報器の設置状況についてお答えいたします。

住宅用火災警報器の設置状況ですが、平成29年6月1日を基準に国から示された調査結果では、全国の設置率は81.2%、千葉県では77.6%、同時期の印西地区消防組合の設置率は80%と、全国の設置率には若干及ばないものの、千葉県内設置率より2.4ポイントほど上回っている状況です。

次に、充実をどう図るかについてですが、平成18年6月1日に改正消防法が施行され、既に11年が経過しております。住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで有効に煙や熱を感知しなくなることもあることから、消防本部予防課を挙げて各消防署とともに啓発活動を実施しております。また、ホームページや広報紙を活用し、さらには平成28年度に7月と2月中のそれぞれ1週間を予防課が、8月には各署一斉に強化期間として住宅用火災警報器の設置の意義及び年数経過に伴う危険性について、重点地区を決めて啓発活動を行いました。今後とも未設置住宅はもとより、経年した警報器の維持管理、その必要性についても、あらゆる機会を利用し積極的に啓発し、設置率の向上、住民の安心、安全に寄与してまいります。

次に、大きな3番、空き家対策についてお答えいたします。

まず、急増する空き家の現状把握でございます。基本的に消防では、防火対象物使用開始届などの届け出をされた対象物や危険物施設以外の対象物について把握することは、その性質上困難であり、把握する手段を持ちません。空き家の把握は、消防本部や各消防署に寄せられる相談や苦情で、その実態を初めて把握する場合はほとんどであります。

次に、対応状況です。印西地区消防組合火災予防条例第24条、これは空き地及び空き家の管理の項目ですが、空き地の所有者、管理者または占有者は、当該空き地の枯れ草等の燃焼のおそれのある物件の除去、その他火災予防上必要な措置を講じなければならないとされており、同条第2項で、空き家の所有者または管理者は、当該空き家への侵入の防止、周囲の燃焼のおそれのある物件の除去、その他火災予防上必要な措置を講じなければならないと明記されております。これを受けて、同条例施行規則第3条の2に基づき、枯れ草除去通知書等を所有者、管理者または占有者に通知するといった対応をすることになっております。

3番の課題への認識でございます。消防の火災予防条例等による行為が、空き家対策の根本的な解決になるとは認識しておりませんが、本件に関してはこれが限界であると考えております。また、実例を示すことは差し控えますが、類似案件について消防署と市の関係部局と情報交換をし、消防としてできることを行っておりますが、住民の不安の解消には至っていないのが現状です。

最後に、どう解決する考えかということでございます。解決というにはほど遠いかと存じますが、空き家対策における消防の立ち位置を踏まえ、市の関係部局と連携し、火災予防の観点から住民の不安の払拭

に今後とも努めてまいる所存です。

予防課は以上です。

○議長（近藤瑞枝） 警防課長。

○警防課長（石井幸夫） 私からは、質問事項の2番目、要支援者への対応について、現状の把握状況についてお答えいたします。

印西地区消防組合におきましては、緊急時要援護者登録制度及び印西市災害情報連携システムにより、要支援者を把握しているところでございます。

2の2といたしまして、要援護者への対応について、対応の状況についてお答えいたします。

緊急時要援護者登録制度に関しましては、消防本部で受け付けした情報をちば消防共同指令センターの共有端末に入力登録することで、出動要請時、災害地点に入力情報が任意で表示され、消防車両等の車両動態管理システムにより詳細情報が把握できるシステムになっております。また、印西市災害情報連携システムに関しましては、市と組合とで登録情報の共有化を図っており、災害時における要支援者対応への連携強化が図られるものと考えております。

2の3といたしまして、課題への認識でございます。当組合の緊急時要援護者登録制度、または印西市災害情報連携システムの情報を活用しておりますが、現時点での問題となるような事案は発生してございません。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 山田議員。

○7番（山田喜代子） それでは、再質問行います。

1番の住宅用火災警報器の設置状況、これ何年間の設置率なのか。また、設置率は上がっているのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（近藤瑞枝） 予防課長。

○予防課長（中嶋 稔） お答えいたします。

初めに、何年間の設置率かというご質問ですが、毎年6月1日時点の1年間のものであります。

次に、設置率は上がっているかのご質問ですが、これによりますと当組合での平成28年の設置率は78%に対し、平成29年では80%と2ポイントほど上がっている状況でございます。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 山田議員。

○7番（山田喜代子） 設置について地域別に把握されているのか、伺いたいと思います。

○議長（近藤瑞枝） 予防課長。

○予防課長（中嶋 稔） お答えいたします。

過去、平成22年に管内全域において住宅用火災警報器の調査を行いました。その結果をもとに、平成29年度も戸別訪問による啓発活動を実施しております。しかしながら、調査は在宅者の回答によるもので、不在宅や接触できない例もあることから、正確な設置率について把握をしていないという状況でございます。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 山田議員。

○7番（山田喜代子） 重点地域と啓発活動の地域の具体的な場所と内容について伺います。

○議長（近藤瑞枝） 予防課長。

○予防課長（中嶋 稔） お答えいたします。

平成22年の調査により確認をいたしました住宅用火災警報器の設置率を参考に、啓発活動の重点地域を設定しております。重点地域といたしました地域は、直近の平成29年度におきましては、印西市内の滝、武西、別所、岩戸、木下など11地区を、白井市内では堀込、清水口地域で啓発活動を実施いたしました。

この啓発活動の内容といたしましては、戸別訪問を行い、住宅用火災警報器の設置の有無にかかわらず、住宅用火災警報器のリーフレットを配布し、あわせて住宅用火災警報器の設置の意義及び年数経過に伴う作動不良並びに火災予防の重要性を説明させていただいたところであります。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 山田議員。

○7番（山田喜代子） 住宅火災警報器の設置がなかなか進みませんけれども、その進んでいない理由をどう捉えているのでしょうか。

○議長（近藤瑞枝） 予防課長。

○予防課長（中嶋 稔） お答えいたします。

消防組合が参加したイベントや訓練会場での啓発活動の際にアンケートを実施した結果、住宅用火災警報器の未設置理由として、設置義務を知らないとの回答が一番多くございました。続いて、費用がかかる、取り付けができない、設置しなくても罰則がない、賃貸のためつけていない、理解はしているが後回しにしているといった回答がありました。これらを踏まえ、今後も戸別訪問や啓発活動の充実を図っていく予定でございます。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 山田議員。

○7番（山田喜代子） 1番についてはわかりました。

2番については、これはこの答弁で結構です。

3番の空き家対策について伺います。これ高花3丁目の空き家について伺いたいと思いますが、具体的な今までの対応と対策について伺いたいと思います。

○議長（近藤瑞枝） 牧の原消防署長。

○牧の原消防署長（川上秀人） 高花3丁目の空き家について具体的な今までの対応と対策についてですが、高花3丁目は牧の原消防署が管轄となっていることから、私からお答えさせていただきます。

まず初めに、具体的な今までの対応についてですが、この案件については、平成27年7月に印西市から高花3丁目の空き家における雑草の措置について問い合わせがあり判明いたしました。その後、同年11月に当該空き家の庭が枯れ草で覆われてきましたので、火災予防条例施行規則に基づき関係者に枯れ草除去通知書を送付いたしました。続きまして、翌年の平成28年10月にも関係者に対して、枯れ草除去通知書を送付いたしました。なお、この年の11月に近隣住民の求めに応じ、関係者からの手配で草刈りが行われております。

続きまして、今年度に入り枯れ草が繁茂している状況を確認したことから、平成29年11月に関係者に対

して枯れ草除去通知書を送付いたしました。しかしながら、昨日になります2月13日現在のところ、枯れ草除去の形跡は認められない状況であります。

今後の対策としましては、適宜巡回を実施し状況の把握に努めるとともに、昨年であります、関係者の手配で草刈りが行われたことから、根気よく関係者に措置をお願いしていく所存であります。また、空き家の対策については、市で行う空き家等対策の推進に関する特別措置法に係る措置も存在することから、印西市関係部局と連携を密にして対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 山田議員。

○7番（山田喜代子） この空き家問題については印西市議会でもかなり問題になっていまして、ほかの議員さんも質問しています。今回私が特に皆さんに話しておきたいのは、高花3丁目の空き家問題、皆さんぜひ時間があれば現場を見ていただきたいと思いますが、その近隣の方から手紙をもらいましたので、これは私だけではなくて、ほかの議員にも手紙が入っています。それを一部紹介したいと思います。

空き家となっているこの家は、2009年12月18日に火災を発生し、その翌日から住民が不在となりました。現在までの8年間、無人のまま放置されています。家の所有者は、2010年に亡くなりました。この方は、4名の法定相続人が相続すべきところ、相続問題がこじれたらしく、いまだに故人が登記上の所有者になっています。故人がです。このAさん宅は8年間も放置されています。これどういう状況になっているのか。私、本当に遅まきながら現場を見ましたけれども、2階の窓が焼け落ちて屋根に大穴があき、雨、風、砂じんが吹き抜けています。近隣への被害は、屋根、壁が吹き飛ぶ危険、火災、放火、盗難のおそれ、草木の繁茂、害虫の発生、露出した焼損箇所による精神的苦痛、不動産評価の低下など、これは本当に大きなものです。これは一戸建ての団地です。これらのうち毎年繰り返し近隣を悩ませているのが、草木の繁茂です。市当局、消防署、相続人は、除草を要請し続けてきましたが、市当局と消防署は、書面で、先ほど答弁されたように相続人を指導していますが、効果はあらわれていません。ナシのつぶてであった相続人は、近隣がその自宅を訪ねて話し合った結果、この10年間近く、過去に2度、草木伐採を業者に手配しました。それ以外は近隣が無断で立ち入りをして除草してきました。もうこの近隣被害を根本的に解消するには、損傷したAさん宅を更地化する以外に方法はありません。

そこで近隣の皆さんは、2015年、Aさん宅の更地化と、それまでの適切な維持管理等求め、Aさん相続人を相手方として市川簡易裁判所に調停を申し立てました。第1回調停では、相手方の一部と話し合いができたものの、第2回調停に相手方全員が欠席したまま、そのために調停の不成立が確定してしまいました。

この近隣の皆さんが切望しているのは、Aさん宅の更地化ですけれども、喫緊の課題は、もう刈っても刈っても繁茂する草木です。除草は大方において近隣が、もう本当にやむを得なく実施しているものの、これ2つの問題があります。除草は、基本的に空き家所有者、または相続人の責務であること。近隣による除草というのは、その方は不法侵入というふうに関われかねません。そこで近隣の方は、市当局、これは印西市の場合、建築指導課と環境保全課、さらに牧の原消防署に、次の2点をかねてからお願いしてきました。これは十分に消防の方はご存じだと思います。

1、相続人との直接対話、2番、行政代執行による除草、このことですね、これをずっと市民が消防と

市に訴えてきました。市の問題についてはここでは、ここは消防ですので消防の話をしたと思います。消防署は、消防法第3条4、放置され、またみだりに存置された物件の整理または除去、あるいは印西地区消防組合火災予防条例施行規則第3条の2、これは条例第24条第1項の規定による空き地の枯れ草等の燃焼のおそれがある物件の除去は、次の各号に掲げる様式により当該各号に定める期日までに実施させなければならないに基つき、Aさん宅の枯れ草による火災を防止する観点から相続人を訪ね指導できるはずではないのでしょうか。ちなみに、皆さんの机の上に例規集がありますけれども、そのページの1, 181ページの3を見てください。第24条に書かれていますので、ぜひお目通しを願いたいと思います。本当に何年も近隣の方たちは迷惑をこうむっているわけですよ。行政代執行による除草ができないかどうか。直接対話によっても相続人が除草を実施しない場合、行政代執行で除草するほかありません。市当局は、Aさん宅を特定空き家に認定しない限り、行政代執行に踏み切らないというふうに断言しています。これは印西市ですね。しかしながら、消防署は、上記消防法及び施行規則に基つき、除草を行政代執行し、その費用を相続人に請求することができると思います。牧の原消防署にAさん宅の除草を訴えに行った際、署員は何と言ったか。消防法に基づく行政代執行（除草や障害物除去等）は、本地区での事例はないが、他地区での事例はあると、このように発言しているのですね。このことについては後で質問しますので、他地区での事例はあるということ、ちょっと覚えておいてください。

そして、近隣の方は、たびたび市と、さらに消防にメールを出しています。それはもう十分にそのメールはご存じだと思います。最初いただいた資料によると、2016年10月31日に、まず近隣の方が牧の原消防署にメールしています。郵便物を出しても宛先に人がいなかったり、または拒絶して帰ってきたりとか、本当にまともに対応してくれていません。そういう状況が書かれています。今のメールは、2016年10月31日。

そして、次のメールは、2017年11月1日です。相続人が4人いらっしゃいますが、なかなか対応できていないのが現状です。この近隣の方が困っているのは、全くの第三者であり法的後ろ盾のない私が、再びAさん宅を訪問することにはちゅうちょがあります。そこで空き家特措法という強い後ろ盾のある市役所に、Aさん宅問題の解決を要請しています。市役所は、書面によって各相続人を指導していますが、これも反応はない。毎年繰り返し近隣を悩ませる雑草に限っても、草刈りや除草剤散布を可能にする法律がないとの理由で、市は実施してくれません。除草剤については、近隣が散布するというふうに条件をつけても、それを提供してくれません。そこで当面の大きな課題である除草に関して、消防署に警告書の発送をお願いする次第です。また、相続人が除草に手をつけない場合、消防法第3条4、これは放置され、またはみだりに存置された物件、これの整理または除去に基つき消防署による除草の実施をどうか検討くださいというふうに言っています。これは私が読むまでもなく、十分に消防の方はわかっていると思います。

そうすると、2017年11月2日に消防から返事が来ました。枯れ草除去についての指導ができるか検討させていただきますというふうに返事があります。その返事に対して、すぐ当日近隣の方は、本当に検討して下さることをよろしく願いますというふうに期待してメールを出しています。これは11月2日ですね。

さらに、11月16日、その後どうなったのでしょうかという問い合わせのメールがあります。その現状です。Aさん宅の雑草は、特にススキが目立って繁茂しており、乾燥した空気と強い北風の中、万一の火災が心配です。Aさん宅の空き家問題は、8年間にわたって近隣を悩ませ続けてきます。その間近隣は、市川簡

易裁判所での調停など、先ほど申し上げました、問題解決に努力してきましたが、Aさん宅の相続問題がネックとなり膠着状態に陥っています。そういった状況下の中、毎年繰り返し近隣の頭痛の種となるのが、刈っても刈っても生えてくる雑草です。相続人は4人いますけれども、この8年間に2回だけ、近隣のたび重なる苦情に応じて渋々除草を手配しました。しかし、実際には8年間に2回だけですから、草は毎回毎回生えますから、基本的には放置を貫いていて現地を見に来ることすらない、そんな状況なのですね。その結果、近隣はもう自分の家の状況が危ないですから、草刈りをせざるを得ない。これが全く常態化しているのです。近隣では、Aさん宅を管理する義務も権限も全くありません。これはもう皆さんご存じのとおりです。近隣がAさん宅に無断で立ち入って草を刈ることは、法的に反する行為でもあります。しかし、やむを得ず防災上の観点から、それをせざるを得ない状況に近隣は追い込まれてしまうのです。これは何とも理不尽です。どうかAさん宅の防災上から除草にご協力くださいますようお願いいたしますというふうに、消防と、さらに印西市の関係部署にメールを送っています。これが11月16日、さらに11月20日にもメールを送っています。

消防からメールが来ました。3点。Aさん宅の雑草繁茂等の状況は、消防署も把握している。2つ目として、その対象は検討中であり、結論はまだ出ていない。結論が出たらメールで連絡する。3番として、消防法に基づく行政代執行、除草や障害物除去等は、当地区での事例はない。他地区では事例があると言っているのですね。これメールですから。今後ともこの空き家問題の解決に向けてご協力賜りますようにというふうに言っています。

さらに、消防からのその返信のメール、11月20日に住民が送ったメールの返信が、11月24日に来ました。消防として、法定相続人に空き家の適正管理についてを郵送したというふうに言っています。動いていないわけではありません。ただ、郵送のみです。その時間系列で11月24日、また住民が消防に送っています。郵送していただいてありがとうという感謝の手紙を書いています。消防のご指導に対して各相続人が重い腰を上げることを期待しつつ、しばらく様子を見たいと思います。相続人から応答がありました際は、お知らせいただければ幸甚ですというふうに返事しています。

さらに、約1カ月後の12月21日、消防もやっていますけれども、この近隣の方も相続人宛てに空き家の発生を抑制するための特例措置、この資料を郵送しているのですね。それと一緒に除草も催促しています。

12月14日、消防署にメールでお知らせしたとおりですけれども、4人の相続人はどういう態度をとっているか。亡くなったAさんですね、その相続人に当たる方をB、C、D、Eさんというふうに話すと、B、C、Dさんは、宛先に届いた模様なるも全く反応はない。Eさんに至っては、受け取り拒絶により返送してきました。戻ってきてしまったのですね。なお、Bさんは、昨年から居どころ不明のため、C様方B様としてCさん宛てに郵送しました。こういう状況になっているのですね。こんな状況の中で全く、繁茂した雑草はすっかり枯れて、近隣は火災が気がかりでなりませんということに対して、昨年12月22日、消防からの返信メールは、法定相続人4名の方には書面にて対応中ですのでよろしく申し上げますと、何ともそっけない返事が返ってきています。

それを受けてすぐ翌日、住民は消防にメールを送っています、返信ありがとうということで。消防が、Aさんの相続人に空き家の適正管理について郵送して、もう1カ月もたった。ご本人から相続人への書状も、一昨日のメールに記載したような結果です。本当にやる気があるのかというふうに、私も話を聞いて

いて本当に怒っているのですけれども。一方でAさん宅に繁茂した雑草はすっかり枯れて、火災の危険が増えています。どうか現場をご視察の上、消防法第3条4、これは放置され、またはみだりに存置された物件の整理または除去の適用をご検討くださいますようにというふうに、またお願いのメールをしました。

それに対して、4日後の12月27日、消防からメールがありました。指導を行っていますが、草刈りは行われていませんというように書いてきています。この問題が発覚してから年数も経過しているところですので、所有者等の状況を再度確認しながら巡回も含めて対応していきたいと考えておりますということで、消防からメールが入っています。

12月28日、住民から消防にメールしています。所有者の状況を再度確認しながら巡回も含めて対応していきたいということで、ありがとうございますということで、この返信の趣旨は印西地区消防組合火災予防条例施行規則第3条の2、条例第24条第1項の規定による空き地の枯れ草等の燃焼のおそれがある物件の除去は、次の各号に掲げる様式により当該各号に定める期日までに実施させなければならないのについて、次のような手順が踏まれると考えてよろしいでしょうかと消防に訴えています。これは(1)から(3)です。(1)として、枯れ草除去通知書は、通知を受けた日の翌日から起算して20日以内。(2)として、枯れ草除去勧告書は、本書到着後15日以内。(3)として、枯れ草除去再勧告書は、本書到着後10日以内。これらの1から3までの日数を合計すると45日です。消防がAさん相続人に通知を出してから、既に一月が過ぎておりますので、来月早々には45日が経過します。そのとおりですね。その期日が経過しても、なお相続人が行動を起こさない場合には、消防法に基づく行政代執行、これは除草や障害物の除去等に踏み切り、Aさん宅火災の不安を少しでも低減していただきますようよろしくお願いいたします。このように消防にお願いのメールをたびたび出しています。

いただいた資料の最後のメールです。今年の1月18日、今年に入ってからメールをしました。全く何の措置も施されていません。何よりも火災が心配ですというふうに言っています。消防からは、所有者等の状況を再度確認しながら巡回も含めて対応していきたいというふうに、先ほど私が申し上げたように連絡をいただいておりますが、日数が経過しても相続人が除草を行わないため、消防法及び火災予防条例に基づき、行政代執行による枯れ草除去をお願いできませんでしょうかというふうに、つい最近ですね、1月18日に消防に依頼しております。

この文書については、私は、議員の皆さんに理解していただきたく今申し上げましたけれども、このことは消防は十分にわかっているはずですね。条例の施行規則に基づく枯れ草除去通知書等を通知するといった対応。また、印西市関係部局と連携を密にして対応していきたいとしながらも、高花3丁目の方については、これが限界であるとも答弁していますね。この問題について先ほど申しましたように、印西市議会でも質問して、いまだに解決に至っていません。空き家の問題については全国的にも問題となっていて、特にこの3丁目の空き家は、火災が発生し、その翌日からもう住民が不在となっているのですね。3丁目にお住まいの住民からの訴えの手紙、今紹介しましたけれども、このことについてどう考えるのか、お伺いしたいと思いますけれども、これから質問に入ります。

消防署は通知書を送付していますが、一向にらちが明きません。もう何年かけても全く前進なし。これ通知だけではなく直接相手との接触が必要と考えますが、その点についてどうか、まず考えを伺いたいと思います。

○議長（近藤瑞枝） 牧の原消防署長。

○牧の原消防署長（川上秀人） 直接会って話すことは可能なのかという趣旨の答弁でございますと考えますが、可能でございます。

以上です。

○7番（山田喜代子） 可能という言葉聞いたので、私は不可能だというふうに答えるかなと思って、その質問を考えてしまったのですけれども、これはぜひ、何で今までやらなかったのですか。通知だけで受け取り拒否をするという、全く不誠実な態度をとっているわけですよ、自分たちの家をそのままにしておいて、近隣に迷惑をかけている。そういう相続人に対して、やっぱり強い口調で言うべきだと思いますけれども、直接伺うことは、会うことは可能ですということなのですから、その際その近隣の状況はどうなっているか、どんな被害を受けているか、どういう精神的な苦痛を受けているかということ、直接その近隣に住んでいる方が一緒に訴える。これ一番よく状況わかっていますから、今のメールでおわかりだと思います。そのときに直接会うときに、その案件を熟知しているのは近隣の住民ですから、住民の同行を認めることができるでしょうか。

○議長（近藤瑞枝） 牧の原消防署長。

○牧の原消防署長（川上秀人） 直接会ったときなのですが、一般の住民さんの方と一緒に指導のような形になるというのは想定していないものですので、そちらのほう課題を検討させていただいて処理させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 山田議員。

○7番（山田喜代子） これはぜひ検討してほしいのですよ。住民は指導するという立場でなくて、私たちはこんなに困っているのですよ、かつて一緒に、同じ団地の仲間じゃなかったですかと。それを火災になったからと急にいなくなるのはどうなのですかということで、それは指導ではなくて、この現状を訴えるという形にする状況なので、ぜひこれは前向きに検討していただきたいと思います。実際に会うということについて、これ具体的に今考えていらっしゃいますか。

○議長（近藤瑞枝） 牧の原消防署長。

○牧の原消防署長（川上秀人） それでは、なるべく早く、牧の原消防署でもこの問題については住民が困っているということで、プロジェクトチーム、職員5人でプロジェクトチームを組みまして、何度も何度も印西市の関係部局、特に建築指導課ですか、こちらの方とも協議を重ねております。ですので、なるべく早目に対応したいと考えております。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 山田議員。

○7番（山田喜代子） プロジェクトチーム5人で、それと印西市と協力してやっているということがわかって非常に前向きなご答弁をいただきました。ただ、それが10日後か知らないけれども、なるべく早くといっても、多分あした、あさってというわけにはいかないと思いますけれども、その間に今ある雑草の繁茂、枯れ草で、特に乾燥し切っていますから行政代執行、これをすることはできるでしょうか。他地区の事例もあるというふうにおっしゃいましたので、その点について、早く会う、その前に代執行できるでし

ようか。それを伺いたいと思います。

○議長（近藤瑞枝） 牧の原消防署長。

○牧の原消防署長（川上秀人） お答えいたします。

先ほどほかのところで管轄外で代執行のケースがあったということですが、申しわけございません。担当者のお話でありまして、私個人的には代執行の記憶はありません。そういった実績は記憶ありません。こちらのほう後でちょっと確認させていただいて、お答えさせていただきたいと思います。

それから、代執行のほうできるのかということですが、こちらのほうは強力な公権力の行使ですので、慎重に対応せざるを得ません。ですので、こちらのほう、先ほども申しましたが、市のほうで動いております空き家等対策の推進に関する特別措置法がございまして、そちらのほうとも同調する、同調というか、同じような動きをすることになりますので、同調するような動きをしたいと考えております。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 山田議員。

○7番（山田喜代子） 慎重にせざるを得ないというのはわかりますけれども、ただもう何年も何年も、近隣に住んでいる人たちは毎日不安なわけですよ。いつ火事になるかわからない。そういう10年近く放置してきたのですから、市と話すまでもなく、消防の義務として権利として早急にこれはやっていただきたいと思います。もし相続人と会う前に火事になってしまったらどうするのですか。会う意味がなくなってしまいますよね。その点について。むしろ消防のほうで印西市を指導する形でやるべきではないかと思えますけれども、実際に行政代執行することは法に違反するのですか。

○議長（近藤瑞枝） 牧の原消防署長。

○牧の原消防署長（川上秀人） 先ほども代執行については強力な公権力の行使ということでは申しましたが、権利としてはあります。ただし、先ほど来、今回の問題については空き家等対策の推進に関する特別措置法もありますので、そちらのほうと同調していきたいと考えているということです。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 山田議員。

○7番（山田喜代子） ちょっと戻りますけれども、他地区の事例を把握していると、今実際にはご本人はわからないと言いますが、消防としてどなたが答えようか、これ公の答弁ですので、後で確認すると言いますが、確認後すぐに消防の権限として相続人と会う前に、その前にもう火災にならないように対処していただきたいと思えますけれども、その点どうですか。

○議長（近藤瑞枝） 牧の原消防署長。

○牧の原消防署長（川上秀人） お答えいたします。

その対応の前に火災に遭ったらいけないということで適宜巡回ですね、こちらのほうを実施させていただくような形、それから先ほども申しました法律の対応に同調していきたいと考えております。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 山田議員。

○7番（山田喜代子） 適宜巡回するというのは、ただ見て回るだけですか。ただ見て回るだけでは解決にはなりません。草を刈ってこそ解決に至るのであって、巡回するという事は草も刈るよというふうな捉

えていいですか。

○議長（近藤瑞枝） 次長。

○消防本部次長（浅野富夫） お答えします。

法の解釈ですが、済みません、説明させていただきます。手元に関係の法令がございませんので、明確な答えになるかどうかわかりません。先ほど来、山田議員お話しされている強制的な措置命令、俗に言う屋外措置命令、消防法第3条1項4号ということでお話しされているかと思えます。この3条1項4号に、みだりに放置された物件というような文言があるかと思うのですが、それが果たしてこの繁茂した、まだ刈り取られていない枯れ草に該当するか否か、この辺少し内部のほうで精査させていただきたいと考えるところです。他市で、先ほど代執行したか否かというような話もあるかと思うのですが、非常に慎重にやはり対応しなければいけないというところもありまして、この根拠条文、これをまずもう一度ちょっと確認をさせていただきたいというところです。

以上でございます。

○議長（近藤瑞枝） 山田議員。

○7番（山田喜代子） これだからお役所仕事なのだよねというふうに市民から言われそうですよ。だって、これ本当に火災に遭ってから、もちろん相続人が一番無責任なのです。ただ、いかに火災を防ぐか、火災を消火するのはもちろん消防の大きな役目ですけれども、その前にいかに予防するかという大事な仕事があると思うのです。その辺いろいろとはっきりと意見おっしゃいませんけれども、他地区の事例は確認するとおっしゃいました。これ早急に確認してください。みだりに放置された物件、もうまさにこの枯れ草は、みだりに放置されているのですよ。これってそうではないですか。だって、火災の原因になるのが枯れ草ですよ。それで法令がどうのこうのとか、あと担当課と印西市と同調するとか、いろんなことを言っていますけれども、私に言わせれば全て言いわけにしか聞こえません。たかだか枯れ草を除去するのに、何でそんなにためらうのか。それも1カ月や2カ月ではないのですよ。もう10年近くにわたって放置してきた。それを市民は本当に切実に訴えているにもかかわらず、何ら対応してきていない。消防当局が答えられるのはそこまでが限界かと思えますけれども、では済みません。これは住民の命と健康を守る、そして財産を守るという観点から、管理者と副管理者に改めて伺いたいと思います。ぜひこの現場を見ていただいて、市民の訴えを本当に自分のものとして、いかに解決するかという観点で行動すべきだと思いますので、この現場をまず見ていただきたいと思いますが、管理者と副管理者にそれぞれご答弁をいただいて、これ以上質問しても何かむなしくなってしまうので、いずれにしても相続人と会うという話は一つ前進かなと思いますので、いかに住民の苦難に、それを解決するかという姿勢に立って、管理者と副管理者のそれぞれの思いを伺って私の質問終わりますけれども、場合によっては再質問するかもしれませんが、それぞれお答えいただければと思います。

○議長（近藤瑞枝） 管理者。

○管理者（伊澤史夫） お答えいたします。

私もまだその現場見たことありませんので、きょう帰りですね、場所を確認して、その現場を見てまいりたいと。そして、ただいま次長、担当課長がお答えした内容をさらに研究するよう、指示してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） 副管理者。

○副管理者（板倉正直） お答えいたします。

ただいま管理者お話しいたしましたように、私もこれからこの会議が終わりましたら、帰り現場へ行ってみまして、よくどういう状況か把握して前向きに、法的ないろんな絡みもあろうかと思えます、非常に難しい問題も。その辺もよく研究しましてできるだけ、迷惑かかっている人たちが大勢おるようですので、対処できたら解決に向かって努力していきたい、このように思っています。

○議長（近藤瑞枝） 以上で山田喜代子議員の質問を終わります。

警防課長。

○警防課長（石井幸夫） 先ほど竹内議員から質問がございました電話相談の件数わかったら教えてくださいということで、わかりましたのでお答えさせていただきます。

県の医療整備課で整備しております7009番のお話なのですが、これは去年の10月、11月の2カ月間で1,071件の電話相談があったそうでございます。

それから、小児の救急電話相談ということで、これは厚生労働省のほうですね、これはちょっとデータが古いのですが、16年度で3万1,312件というのが、数字が出ております。

以上です。

○議長（近藤瑞枝） それでは、これで一般質問を終わります。

◎閉会の宣告

○議長（近藤瑞枝） 本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

平成30年第1回印西地区消防組合議会定例会を閉会いたします。

皆様ご苦労さまでございました。

（午後 4時26分）